資料１－１

滋賀県基本構想の
実施状況（案）

平成 28 年(2016 年)7 月

滋　　賀　　県

目　　次

Ⅰ　基本構想の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Ⅱ　平成 27 年度における基本構想の進捗状況の概要・・・・・・・・・・・ 4
Ⅲ　重点政策の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　1　子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現・・・・・・8
　2　すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を
　　送れる社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　3　滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造・・15
　4　琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を
　　育む社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　5　豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信・・・・23
　6　「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造・・・・・・・27
　7　人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現・・32

（参考資料）
　平成 27 年度（2015 年度）における「平成 30 年度（2018 年度
　の目標とする指標」に対する進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・36

Ⅰ　基本構想の進行管理

１　基本構想について

滋賀県基本構想は、県政を総合的に推進する指針として、また、県民の皆さんや各種団体、企業などと理念を共有し、その実現に向けて、ともに取り組むための将来ビジョンとして、平成 27 年（2015 年）３月に策定しました。

（１）基本理念

夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀　～みんなでつくろう！新しい豊かさ～

（２）構成

長期的な視点から滋賀の目指す姿を明らかにする「長期ビジョン編」と、今後４年間に先駆的・重点的に取り組むべき政策を掲げる「重点政策編」で構成

（３）計画期間

平成 27 年度（2015 年度）から平成 30 年度（2018 年度）の４年間

２　「重点政策」の推進について

重点政策編では、７つの「重点政策」を掲げ、重点政策ごとに「平成 30 年度（2018 年度）の目標とする指標」を設定しています。

①子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現
②すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現
③滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造
④琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現
⑤豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信
⑥「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造
⑦人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現

これらの目標達成に向け、重点政策ごとに実施すべき主要事業やその目標、年次計画等を明らかにした実施計画を策定することとしており、毎年度、進捗状況を評価し、社会経済情勢の変化や、県民の皆さんの意見等を踏まえて、弾力的に見直しを行いながら推進していくこととしています。

３　進行管理の趣旨

重点政策ごとの「平成 30 年度(2018 年度)の目標とする指標」に対する到達状況を毎年度把握し、その結果を施策の展開や構築等に的確に反映することにより、基本構想の着実な推進を図ります。

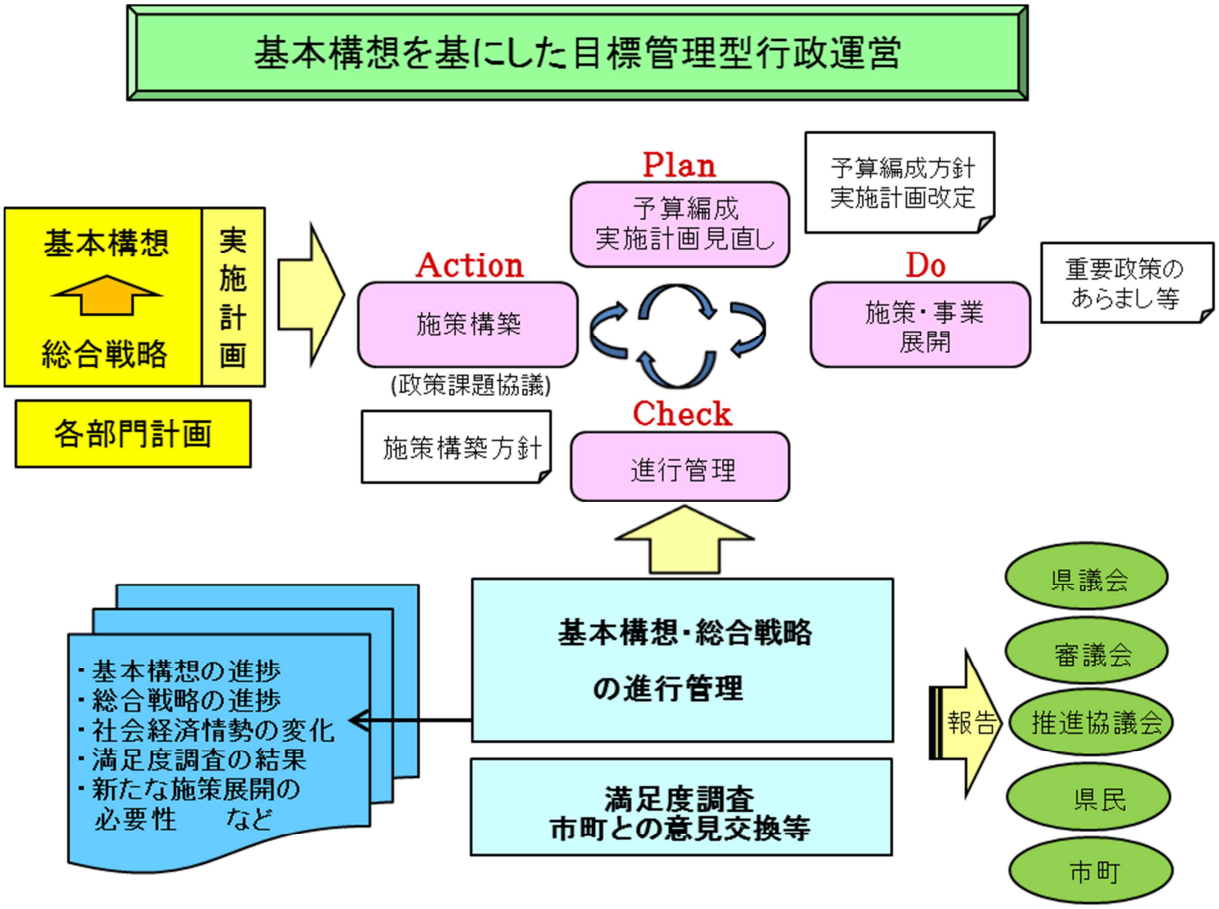

4　進行管理の方法

（１）重点政策ごとの「平成 30 年度（2018 年度）の目標とする指標」

重点政策ごとの「平成 30 年度（2018 年度）の目標とする指標」にかかる進行管理については、数値で表せるものは「達成率」により、数値で表せないものは「達成度」により、それぞれ次の４段階で進捗を把握します。

評価区分		★	★★	★★★	－
達成率	～25%未満	25%～ 50%未満	50%～ 75%未満	75%以上	集計中
達成度	目標達成に向けて着手	目標の半ば程度まで達成	目標の半ば程度以上達成	目標達成 目標をほぼ達成	

［達成率の算出方法について］

基本構想計画期間の前年度（平成 26 年度）の現状を基準にして、平成 30 年度の目標値に対する達

成率を表しています。

ア）目標が現状より数値の増加を目指すものは、(実績－基準)／(目標－基準)×100

イ）目標が全国平均以上や全国平均以下を目指すものは、目標値に対する実績値の達成状況により、「0%」または「100%」のいずれかとしています。

※　達成率がマイナスとなったものについては「0%」、100 を超えたものについては「100%」としています。

（２）実施計画に掲げる事業ごとの「事業目標」

実施計画に掲げる事業ごとの「事業目標」については、年度目標を達成したものは「A」、未達成のものは「B」、数値を集計中のものは「N」として表しています。

Ⅱ　平成 27 年度（2015 年度）における基本構想の進捗状況の概要

基本構想の初年度として平成 27 年度のスタートを切る中、10 月には、基本構想の重点政策を推進するためのエンジンとして「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を策定しました。

総合戦略では、人口目標と今後目指すべき豊かな滋賀の将来像を提示するとともに、その将来像を実現するために重要となる 19 のプロジェクトを掲げ、これらのプロジェクトを効果的・効率的に推進するため、庁内における各部局横つなぎの「プロジェクト推進チーム」を設置しました。

また、産官学金労言等各団体で構成する「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進協議会」を設置し、県民総ぐるみで総合戦略を推進するための仕組みを整えました。

併せて、産業や観光の振興、雇用創出、結婚、子育て支援等といった早期に効果の発現が期待される分野の 36 事業については、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）」を活用し、集中的に取組を進めました。

こうした取組により、基本構想の重点政策ごとに掲げる「平成 30 年度（2018 年度）の目標とする指標」については、細区分化した 47 指標うち、進捗度★★★が９、進捗度★★が１、進捗度★が８、進捗度星なしが 17、集計中が 12 となりました。

基本構想の初年度である平成 27 年度においては、18 の指標（全体の 51.4%（集計中の 12 件を除く。））において、１年目としての目安である達成率 25%以上または達成度「目標の半ば程度まで達成」以上（進捗度★以上）となる一方で、残りの 17 の指標（全体の 48.6%（集計中の 12 件を除く。））で達成率が 25%未満または達成度「目標達成に向けて着手」（進捗度星なし）となっている状況です。

また、実施計画の平成 27 年度の事業目標については、516 の目標のうち、73.1%の 373 で目標を達成（集計中の 6 件を除く。）しています。

今後は、こうした「平成 30 年度（2018 年度）の目標とする指標」の結果や実施計画に掲げる「事業目標」の達成度、外部環境の変化等を踏まえながら、課題を抽出することにより、今年度の施策の一層の効果的な展開と、次年度の施策構築に的確につなげていくことが必要です。

基本構想２年目となる今年度においては、総合戦略の 19 のプロジェクトを効果的に活用し、基本構想に掲げる「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の実現に向けて、さらに取組を加速させていきます。

1　平成 27 年度（2015 年度）における「平成 30 年度（2018 年度）の目標とする指標」に対する進捗状況の概要

重点政策		指標数（※1）	達成率または達成度				
			～25%未満	25～50%未満	50～75%未満	75%以上	集計中
			目標達成に向けて着手	目標の半ば程度まで達成	目標の半ば程度以上達成	目標をほぼ達成 目標達成	
				★	★★	★★★	－
1	子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現	14	5	2	0	2	5
2	すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現	7	1	1	0	0	5
3	滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造	5（※2）	1	2	1	1	0
4	琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現	5（※2）	3	0	0	2	0
5	豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信	5	1	2	0	2	0
6	「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造	6	5	0	0	1	0
7	人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現	5	1	1	0	1	2
平成２７年度計		47	17	8	1	9	12

※１　重点政策編では、計３９（重複１含む）の指標を掲げていますが、進捗状況の把握にあたっては、細区分化した４７（重複１含む）の指標により算出しています。

※２　重複指標（再生可能エネルギーの発電導入量）

２　基本構想実施計画　平成 27 年度事業目標の進捗状況の概要

○評価の考え方について

Ａ：年度目標達成　Ｂ：年度目標未達成　Ｎ：数値を集計中

重点政策／施策	事業数	H27 年度目標数	評価		
			A	B	N
1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現	64	80	48	28	4
施策１－１ 子どもを安心して生み育てるための切れ目のない支援	22	23	13	10	0
施策１－２ 子どもの「たくましく生きる力」を育む教育の推進	34	47	31	13	3
施策１－３ 若者や女性が働き、活躍できる社会づくり	8	10	4	5	1
2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現	42	74	48	25	1
施策２－１ 高齢者や障害者をはじめ、誰もが働き、活躍できる社会づくり	18	25	11	13	1
施策２－２ 健康寿命を伸ばすための予防を重視した健康づくりの推進	7	17	14	3	0
施策２－３ 地域を支える医療福祉・在宅看取りの推進	17	32	23	9	0
3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造	49	73	56	17	0
施策３－１ 滋賀の潜在資源を活かした地域産業の育成と海外展開支援	24	34	27	7	0
施策３－２ これからの時代を切り拓くイノベーションの創出	18	28	21	7	0
施策３－３ 地域主導による「地産地消型」・「自立分散型」の新しいエネルギー社会づくり	7	11	8	3	0
4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現	58	99	77	22	0
施策４－１ 琵琶湖環境の再生と継承	35	57	43	14	0
施策４－２ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現	15	27	21	6	0
施策４－３ 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造	8	15	13	2	0

重点政策／施策	事業数	H27 年度 目標数	評　価		
			A	B	N
5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信	54	76	50	25	1
施策５－１ 滋賀の強みを活かした農林水産業振興と魅力ある農山漁村づくり	24	32	17	14	1
施策５－２ 滋賀のブランド力向上と地産地消の推進	15	27	20	7	0
施策５－３ 「滋賀ならでは」の特色を活かした、魅力あふれる観光の創造	15	17	13	4	0
6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造	33	52	40	12	0
施策６－１ 東京オリンピック・パラリンピックで元気な滋賀づくり	7	9	7	2	0
施策６－２ 地域を元気にする文化振興と「美の滋賀」づくり	17	26	17	9	0
施策６－３ 県民が元気になるスポーツ振興と県民総参加による国体・全国障害者スポーツ大会の開催	9	17	16	1	0
7 人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現	47	62	54	8	0
施策７－１ 交通ネットワークの充実と社会インフラの戦略的維持管理	12	13	11	2	0
施策７－２ 災害に強い県土づくりと自助・共助による地域防災力の向上	20	31	26	5	0
施策７－３ 犯罪の起きにくい社会づくりと事故のない交通環境の構築	15	18	17	1	0
平成２７年度合計	347	516	373	137	6

Ⅲ　重点政策の進捗状況

１　子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現

（１）重点政策の進捗状況

【平成 30 年度（2018 年度）の目標とする指標に対する進捗】

No	指標名		策定時	基準（平成26年度）	実績（平成27年度）	目標（平成30年度）	平成27年度達成率達成度	評価区分
1	乳幼児健康診査受診率	１歳半児	（平成24年度）95.1%	96.1%	（平成26年度）（96.1%）	97%	－	－
		３歳半児	（平成24年度）92.7%	93.5%	（平成26年度）（93.5%）	95%	－	－
2	認定こども園等利用児童数		（平成25年度）47,109人	47,719人	48,273人	52,614人	11.3%	
3	児童生徒の授業の理解度	小学校国語	（平成26年度）78.9%	78.9%	81.1%	85%	36.1%	★
		小学校算数	（平成26年度）77.6%	77.6%	78.3%	85%	9.5%	
		中学校国語	（平成26年度）65.4%	65.4%	70.4%	80%	34.2%	★
		中学校数学	（平成26年度）67.7%	67.7%	70.4%	80%	22.0%	
4	平日、学校の授業以外に、1日1時間以上勉強する児童生徒の割合	小学校	（平成26年度）58.3%	58.3%	59.7%	75%	8.4%	
		中学校	（平成26年度）63.7%	63.7%	63.7%	75%	0%	
5	不登校児童生徒在籍率	小学校	（平成25年度）0.42% （全国平均 0.37%）	0.48% （全国平均 0.40%）	（平成26年度）（0.48%） （全国平均 0.40%）	全国平均以下	－	－
		中学校	（平成25年度）2.63% （全国平均 2.81%）	2.54% （全国平均 2.88%）	（平成26年度）（2.54%） （全国平均 2.88%）	全国平均以下	－	－
		高等学校	（平成25年度）2.51% （全国平均 1.88%）	2.30% （全国平均 1.81%）	（平成26年度）（2.3%） （全国平均 1.81%）	全国平均以下	－	－
6	滋賀マザーズジョブステーションの相談件数		（平成25年度）2,069件	4,457件	5,712件	5,400件	100%	★★★
7	おうみ若者未来サポートセンターの就職者率		（平成25年度）55.4%	74.1%	70.5%	60%	100%	★★★

【重点政策１の評価】

・認定こども園等の利用児童数の実績が増加しているほか、小児在宅医療体制の確立に向けた体制整備や、ＮＩＣＵ（新生児集中治療管理室）増床のための医療機器等の整備推進、ゆりかごタクシーを全圏域で運行するなど、周産期医療の充実や出産環境の整備について計画どおりに事業を進めています。

・子どものたくましく生きる力を育むため、教科指導力ステップアッププロジェクトや自尊感情・学

びの礎育成プロジェクト、子どもの体力向上推進事業を進めるなど、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成に努めたことにより、小学校・中学校ともに児童生徒の授業の理解度を伸ばすことができています。

・女性や若者の活躍推進に向けた支援体制整備として、滋賀マザーズジョブステーションやおうみ若者未来サポートセンターでのワンストップによる総合的な就労支援や、女性の継続就労支援、再就職を希望する女性に対する職業訓練等の取組を進めています。

【重点政策１の今後の課題】

・児童虐待相談件数が増加傾向にあることから、子ども家庭相談センターが専門性を発揮できるよう機能強化し、市町や関係機関と連携しながら相談体制を充実する必要があります。

・いじめや不登校の問題をはじめ、児童虐待や子どもの貧困の問題など、子どもを取り巻く環境の様々な課題がある中、福祉機関や市町との一層の連携を図りながら、子どもが安心して健やかに育つ社会づくりや教育環境の整備を行うことが求められています。

・平日、学校の授業以外に、１日１時間以上勉強する児童生徒の割合が順調に伸びていないことから、「授業と家庭学習をつなぐための参考資料」の活用等により、小学校においては宿題や復習、自主学習など家庭学習が授業で活かされる工夫や、中学校においては計画的な時間管理の力や効率のよい学習習慣を身につける取組を一層進めていく必要があります。

・少子化に伴う生産年齢人口の減少が進む中で、女性や若者が自らの能力を発揮できる社会づくりが求められていることから、女性の労働力率が子育て期に大きく落ち込む傾向や若者の早期離職率が増加している状況を改善する取組の充実が必要となっています。

（２）施策の進捗状況

施策１－１　子どもを安心して生み育てるための切れ目のない支援

＜目指す方向＞

○　産科医・小児科医の不足や地域偏在の解消と周産期医療の充実を図るとともに、保育所や放課後児童クラブ等の量と質の拡充、多様なニーズに対応する地域の子育て支援を充実し、すべての子育て家庭を支援します。また、児童虐待への対応や発達障害などの障害を持った子どもへの支援体制整備を推進します。

【施策の評価】

・小児在宅医療体制の確立に向けた体制整備や、ＮＩＣＵ（新生児集中治療管理室）増床のための医療機器等の整備推進、ゆりかごタクシーを全圏域で運行するなど、周産期医療の充実や出産環境の整備について計画どおりに事業を進めています。

・認定こども園や放課後児童クラブの利用者数、地域の子育て支援拠点数は、目標未達成となりましたが、家庭的保育士等の養成、保育人材バンクを活用した潜在保育士の就職など人材確保面で充実することができています。

・発達障害や子どものこころの医療や支援体制の強化を進めるとともに、子ども家庭相談体制を強化するため、新たな子ども家庭相談センターを開設しました。

【施策の今後の課題】

・発達障害や児童虐待への対応など、生まれてから生育・発達まで切れ目のない支援体制を引き続き充実する必要があります。

・「子育て」の段階での支援において、認定こども園や放課後児童クラブの利用者数、地域の子育て支援拠点数は、いずれも、市町の子ども・子育て支援事業計画に基づく目標数値を下回っていることから、より一層、市町との連携を強化し、待機児童の解消等に取り組んでいきます。

・経済的な問題や社会的孤立の問題などを背景に児童虐待相談件数が増加していることから、子ども家庭相談センターが専門性を発揮できるよう機能強化し、市町や関係機関と連携しながら相談体制を充実する必要があります。

施策１－２　子どもの「たくましく生きる力」を育む教育の推進

＜目指す方向＞

○　学校はもとより家庭や地域と互いに連携・協力して、子どもの学力や体力をはじめとする一人ひとりの能力や個性を伸ばし、子どものたくましく生きる力を育みます。青少年の健全育成と立ち直り支援を進めるとともに、いじめ・不登校や子どもの貧困の問題などについて、早期にきめ細かな対応が取れるよう体制を充実します。

【施策の評価】

・子どものたくましく生きる力を育むため、教科指導力ステップアッププロジェクトや自尊感情・学びの礎育成プロジェクト、子どもの体力向上推進事業を進めるなど、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成に努めています。

・県内すべての公立小中高等学校にスクールカウンセラーを配置・派遣し、不登校やいじめに対して児童生徒・保護者のカウンセリング、教員のケース会議や研修会を実施するなど未然防止、早期対応の促進を図るとともに、福祉の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーの派遣体制を充実し、校内体制の構築を図りながら、子どもへの適切な支援に努めています。

【施策の今後の課題】

・基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、思考力・判断力・表現力の育成、学習に主体的に取り組む力の向上、学習習慣の定着および社会変化を理解し柔軟に対応できる力を育成していく必要があります。

・非行少年等の立ち直りを支援し、健全育成を図るため、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなどの充実が求められています。

・いじめや不登校の問題をはじめ、児童虐待や子どもの貧困の問題など、子どもを取り巻く環境の様々な課題がある中、福祉機関や市町との一層の連携を図りながら、子どもが安心して健やかに育つ社会づくりや教育環境の整備を行うことが求められています。

施策１－３　若者や女性が働き、活躍できる社会づくり

＜目指す方向＞

○　女性や若年者の就労・起業と、女性の指導的な立場や多様な分野での活躍を支援します。ライフステージに応じた多様な働き方の選択やワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、仕事と家庭の両立を支援します。

【施策の評価】

・女性や若者の活躍推進に向けた支援体制整備として、滋賀マザーズジョブステーションやおうみ若者未来サポートセンターでのワンストップによる総合的な就労支援や、女性の継続就労支援、再就職を希望する女性に対する職業訓練等の取組を進めています。

・ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録制度では一定の企業登録も進みました。また、男性の多様な生き方の啓発等により、男性の育児参画の促進、男性のワーク・ライフ・バランス意識の醸成を進めています。

【施策の今後の課題】

・少子化に伴う生産年齢人口の減少が進む中で、女性や若者が自らの能力を発揮できる社会づくりが求められていることから、女性の労働力率が子育て期に大きく落ち込む傾向や若者の早期離職率が増加している状況を改善する取組の充実が必要となっています。

・男女共同参画が男性にとって重要であるという理解と行動を促すため、家庭や地域や働く場など、男性の多様な生き方について継続した情報発信が必要となっています。

２　すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現

（１）重点政策の進捗状況

【平成 30 年度（2018 年度）の目標とする指標に対する進捗】

No	指標名		策定時	基準（平成26年度）	実績（平成27年度）	目標（平成30年度）	平成27年度達成率達成度	評価区分
8	就業中の障害者数		（平成25年度）5,444人	5,745人	（平成26年度）（5,745人）	6,450人	－	－
9	シルバー人材センターの会員数		（平成25年度）11,958人	12,071人	12,338人	13,200人	23.6%	
10	健康寿命（日常生活動作が自立している期間）	男性	（平成24年度）79.79年	79.94年	（平成26年度）（79.94年）	80.13年	－	－
		女性	（平成24年度）83.29年	83.80年	（平成26年度）（83.80年）	84.62年	－	－
11	特定健康診査（メタボ健診）受診率		（平成24年度）45.2%	－	（平成25年度）（47.9%）	70%	－	－
12	介護職員数（実数）		（平成25年度）16,500人	17,800人	（平成26年度）（17,800人）	20,000人	－	－
13	在宅療養支援診療所数		（平成25年度）104診療所	116診療所	130診療所	160診療所	31.8%	★

【重点政策２の評価】

・「働き・暮らし応援センター」（障害者向け）や「シニアジョブステーション滋賀」（高齢者向け）等において、相談から就職までの一貫した支援をワンストップで対応するなど、障害者や高齢者をはじめとした、あらゆる人が地域で生きがいをもって活躍できる場づくりにつながる活動を支援することができています。

・健康寿命の延伸については、「健康寿命延伸プロジェクト」において総合的な健康づくりや介護予防を進めるとともに、生活習慣病の予防に向けた啓発、がんの早期発見・早期治療のために重要ながん検診受診率の向上に向けた取組などを着実に進めることができています。

・医療福祉・在宅看取りに推進については、在宅医療を支える医師・看護師の確保・育成などの人材面での取組や、市町の医療・介護連携拠点機能の整備など体制面での取組において、概ね計画どおりに進めることができています。

【重点政策２の今後の課題】

・誰もが働き、活躍できる社会づくりに向け、若年者向け支援では、雇用のミスマッチの解消等、女性向け支援では、実際のロールモデルの増加、また、障害者向け支援では、就労定着のための生活支援や就労受入企業の開拓などについて、今後一層取り組む必要があります。

・健康寿命の延伸については、例えば、「健康寿命延伸プロジェクト」において実施した「滋賀の健康・栄養マップ」調査結果を活用し、県民の健康状況をマップ等見やすい形で市町等へ情報提供するなど、引き続き重点的に実施していく必要があります。

・医療福祉・在宅看取りの推進については、特に、介護人材の確保・育成の点で、潜在有資格者の再就業支援などの人材確保にかかる取組と、小規模事業所における職場環境改善など人材の定着にか

かる取組など、総合的な事業実施を図る必要があります。

（２）施策の進捗状況

施策２－１　高齢者や障害者をはじめ、誰もが働き、活躍できる社会づくり

＜目指す方向＞

○　障害者や高齢者をはじめ、あらゆる人の職業能力の向上と多様なニーズに応じた就業の場の確保を推進するとともに、地域での生きがいづくりや活躍の場づくりにつながる活動を支援します。

【施策の評価】

・若年者向け支援は、「おうみ若者未来サポートセンター」において、中高年者向け支援は「シニアジョブステーション滋賀」において、相談から就職までの一貫した支援をワンストップにて対応することにより、利用者数や就職者数とも目標以上の成果を得ることができています。
・女性向け支援については、「滋賀マザーズジョブステーション」におけるワンストップによる職業相談や就労支援等の取組により、子育て期の女性の就労意欲、起業意欲などに応えることができていますが、女性の継続就労や管理職登用の拡大を促すために実施したセミナーについては、参加者数が目標を下回っています。
・障害者向けの支援については、「働き・暮らし応援センター」において、生活支援の相談体制を強化し、就業面および生活面の両面の支援を行うことにより、障害者の一般就労の一層の促進に努めています。また、福祉施設から一般就労への移行について、事業者や関係機関などの職員の資質向上のための研修等により、障害者の更なる自立に寄与しています。

【施策の今後の課題】

・若年者向け支援については、雇用のミスマッチの解消等、女性向け支援については、実際のロールモデルの増加、また、障害者向け支援については、就労定着のための生活支援や就労受入企業の開拓などに一層取り組む必要があります。

施策２－２　健康寿命を伸ばすための予防を重視した健康づくりの推進

＜目指す方向＞

○　生活習慣病の予防や心の健康を保つための対策を推進するとともに、がん検診など、がんの早期発見・早期治療のための取組や、できる限り要介護状態になることを予防し、または改善するための対策を推進します。

【施策の評価】

・主に「健康寿命延伸プロジェクト」において、自主的に健康づくりに取り組む団体等への支援や野菜摂取量の増加を目指した野菜一皿キャンペーン、特定健康診査受診率の向上などに取り組むことにより、健康長寿の実現に向けた、総合的な健康づくりや介護予防を進めることができています。
・生活習慣病の予防について、糖尿病の療養指導士を活用したセミナー等を実施し、糖尿病の早期発見・早期対応に向けた正しい知識と技術の普及・啓発を進めることができています。

・がんの早期発見・早期治療のために重要となるがん検診受診率の向上を図るため、がん検診を受けるきかっけとして最も有効とされる個別受診勧奨を全市町で実施することができています。

【施策の今後の課題】

・引き続き重点的に県民の健康寿命延伸に向けた取組を実施していくため、「健康寿命延伸プロジェクト」において実施した「滋賀の健康・栄養マップ」調査結果を活用し、県民の健康状況をマップ等見やすい形で市町等へ情報提供していく必要があります。
・平成 27 年度から、全市町でがん検診受診にかかる個別受診勧奨を実施することとなったことを受け、今後、受診率の向上（目標 50%）につなげていく必要があります。

施策２－３　**地域を支える医療福祉・在宅看取りの推進**

＜目指す方向＞

○　医師・看護師などの医療職や介護職員の人材確保・育成を図るとともに、在宅医療・介護連携を図るための体制整備など、医療と福祉が一体となって県民を支える「滋賀の医療福祉」を実現します。

【施策の評価】

・在宅医療・在宅看取りにかかる情報発信や地域創造会議の運営などの啓発面のほか、在宅医療を支える医師・看護師の確保や育成などの人材面、市町の医療・介護連携拠点機能の整備など体制面それぞれにおいて概ね事業目標を達成するなど、地域を主体とした在宅医療の推進を図ることができています。
・介護人材の確保・育成では、学生に対する介護の仕事に対する理解促進や出張相談による地域でのマッチング機能の強化については目標どおりの取組を行うことができていますが、潜在有資格者の再就業支援や介護の職場環境改善に向けた支援では目標に届きませんでした。

【施策の今後の課題】

・平成 27 年度に策定した「滋賀県地域医療構想」の推進に併せて、在宅医療・介護連携を図るための体制整備について、特に市町支援の観点から一層強化していく必要があります。
・医療福祉・在宅看取りの推進にあたっては、特に、潜在有資格者の再就業支援などの人材確保にかかる取組と、小規模事業所における職場環境改善など人材の定着にかかる取組など、総合的な事業実施を図る必要があります。

３　滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造

（１）重点政策の進捗状況

【平成 30 年度（2018 年度）の目標とする指標に対する進捗】

No	指標名	策定時	基準（平成26年度）	実績（平成27年度）	目標（平成30年度）	平成27年度達成率達成度	評価区分
14	海外支援拠点の利用件数	（平成25年度）0件	－	5件	20件（累計）	25.0%	★
15	中小企業の新製品等開発計画の認定件数	（平成25年度）5件	－	6件	32件（累計）	18.8%	
16	本社工場、マザー工場、研究開発拠点立地件数	（平成25年度）2件	－	3件	10件（累計）	30.0%	★
17	再生可能エネルギーの発電導入量	（平成25年度）22.2万kw	37.9万kw	51.8万kw	47.2万kw	100%	★★★
18	地域主導による再生可能エネルギー創出支援件数	（平成25年度）4件	8件（累計）	13件（累計）	18件（平成25～30年度累計）	50.0%	★★

【重点政策３の評価】

・貿易・投資等の相談窓口の設置やベトナムホーチミン市などとの覚書に基づく現地活動に対する支援などを行うことにより、県内企業の海外展開を促進しています。

・本県経済を牽引するイノベーションにかかる新産業を創出するため、中小企業者等が行う新製品・新技術開発と事業化に関する計画の認定を行い、技術開発を促進しています。

・本県経済の発展に必要な企業の戦略的な誘致や県内操業中の企業のさらなる設備投資を推進するために県内への誘致活動を行い、本社機能、研究開発拠点、マザー工場等の新増設が決定されたことにより、県内経済の発展に繋げることができています。

・再生可能エネルギーの導入促進に向けて、地域資源や地域特性などを活かした取組を支援し、取組モデルの創出を促進するなど一定の成果を上げることができています。

・「しが水環境ビジネス推進フォーラム」の構成企業・団体数が、平成 27 年度末で 131 企業・団体に達するなど、水環境ビジネスの取組の輪が広がっています。

・今後の成長が期待される健康創生産業については、医療・健康機器等の研究開発プロジェクトの構築と競争的研究開発資金の獲得に向けた支援を行うことにより、新技術の開発についての取組を醸成することができています。

【重点政策３の今後の課題】

・県内企業の海外展開については、事業展開を効率的に支援するために日本貿易振興機構（ジェトロ）などとの連携を強化し、企業に対する情報提供をさらに充実させる必要があります。

・中小企業者等が行う新製品・新技術開発と事業化に関する計画の認定については、優良な計画をより多く認定し、その事業化に結び付けられるよう、関係機関等と連携を図り、当制度を積極的にＰ

Ｒする必要があります。

・企業誘致については、裾野の広い自動車等の今後の成長が見込まれる産業において、部品を製造する川上から最終製品を製造する川下までのサプライチェーンを調査して誘致対象企業の情報収集を行うことにより、さらに戦略的な誘致を行う必要があります。

・本年３月に策定した「しがエネルギービジョン」に基づき、県民の参画や多様な主体との協働による取組を一層強化しながら、再生可能エネルギーの導入推進や地域主導による取組の創出支援を一層推進する必要があります。

・水環境ビジネスについては、具体的な事業化を進め、企業の事業展開を一層推し進めていく必要があります。

・健康創生産業の育成については、引き続き、企業と医療機関・大手企業・大学等とのマッチング・コーディネートを展開し、医工連携による研究開発を支援する必要があります。

（２）施策の進捗状況

施策３－１　滋賀の潜在資源を活かした地域産業の育成と海外展開支援

＜目指す方向＞

○　中小企業・小規模事業者の事業活動活性化に向け、自らの成長を目指す取組の円滑化、経営基盤の強化、産業分野の特性に応じた事業活動の活発化などへの支援を行うとともに、地域の中で地域資源の活用や消費が促進される環境づくりを進めます。また、海外企業とのビジネスマッチングを支援し、アジアをはじめとした海外諸国での円滑な事業展開を促進します。

【施策の評価】

・新産業創出のため、技術開発計画から成果の事業化までをプロジェクトチャレンジとして認定した計画に基づき企業が行う取組に対して支援を行うことにより、新製品や新技術の開発を促進することができています。

・本県の強みを活かす産業集積や成長産業分野の重点的取組など戦略的な企業誘致を通じて、目標以上の本社機能、研究開発拠点、マザー工場等が県内で新増設され、本県経済の発展に大きく寄与しています。

・貿易投資窓口の周知や出張相談、海外見本市への出展支援などの取組により、県内企業の海外での事業展開支援の充実を図ることができています。特に、ベトナムホーチミン市と締結した覚書に基づき、当該地域におけるビジネス展開を重点的に支援することができています。

・県内外の若年求職者の県内企業への就職を図るため、企業と若年求職者をつなぐ企業交流会を開催し、年次計画を上回る県内企業への就職を進めることができています。

【施策の今後の課題】

・優良な事業計画の策定を誘引し、その事業化に結び付けられるよう、関係機関等と連携を図り、プロジェクトチャレンジ制度を積極的に PR する必要があります。

・また、今後も、世界経済や市場の動向に注視しながら成長の見込める分野を調査することにより、滋賀に必要な企業の戦略的な誘致につなげていく必要があります。

・県内中小企業等のさらなる海外展開の促進に向け、（公財）滋賀県産業支援プラザやジェトロ（日本貿易振興機構）などとの連携を強化し企業に対する情報提供に努めるほか、海外見本市や海外市場調査に対する支援等を強化する必要があります。
・県内企業にとって大きな課題となっている人材確保に向け、県内外の大学や各種関係団体等との連携のもと、県内中小企業の魅力発信やインターンシップの実施に向けた仕組みの構築などを進めていく必要があります。

施策３－２　これからの時代を切り拓くイノベーションの創出

＜目指す方向＞

○　水・環境など、多様な分野の産業や技術、人材が集積し、豊富な地域資源を有する滋賀の強みを活かして、「水・エネルギー・環境」、「医療・健康・福祉」、「高度モノづくり」、「ふるさと魅力向上」、「商い・おもてなし」の５つの切り口でのイノベーションの創出に取り組むとともに、本社機能や研究開発拠点機能を有する企業の誘致を進めるなど、滋賀発の力強い産業の創出を図ります。

【施策の評価】

・水環境ビジネス推進のプラットフォームである「しが水環境ビジネス推進フォーラム」の構成企業・団体数が、平成 27 年度末で 131 企業・団体に達しており、水環境ビジネス関連企業・団体数の集積が順調に進んでいます。
・また、「しが水環境ビジネス推進フォーラム」に参加する複数社がまとまって国内見本市へ出展することにより、発信力やネットワークの面で相乗効果が得られ、ビジネスマッチングやプロジェクトの創出につなげることができています。
・医療・健康分野では、機器等の研究開発プロジェクトの構築や競争的研究開発資金への獲得に向けた支援を行うことにより、健康創生産業の創出や振興に向けた取組を進めることができています。
・県内外で地場産業に関する各種イベントを開催することにより、県内地場産業の魅力を発信するとともに、その認知度の向上を図ることができています。

【施策の今後の課題】

・水環境ビジネスについては、従来の支援策に実現可能性調査や実証実験に対する支援を組み合わせることにより、より具体的なビジネス案件の創出を図る必要があります。また、見本市や商談会等の効果的な活用を図り、さらにビジネスマッチングを進めていく必要があります。
・健康創生産業の育成については、引き続き、企業と医療機関・大手企業・大学等とのマッチング・コーディネートを展開し、医工連携による研究開発を支援する必要があります。
・本県経済の持続的発展のため、新たな成長分野を切り拓き、経済成長を牽引する滋賀発成長産業の発掘・育成を図る必要があります。
・本年３月に施行された「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」に基づき、地場産業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。
・魅力ある個店が周辺の店に影響を与え、新たな人の流れや循環を生み出すよう、市町や商工会議所、

商工会などの関係機関とも連携を図り、魅力ある個店の振興を推進していく必要があります。

施策３－３　地域主導による「地産地消型」・「自立分散型」の新しいエネルギー社会づくり

＜目指す方向＞

○　本県の地域特性やポテンシャル等を踏まえた滋賀ならではのエネルギーの地産地消を推進するとともに、エネルギー関連産業の振興や、エネルギーの利用や供給の効率化に係る技術開発の促進を図ります。

【施策の評価】

・市町や事業者、経済団体、有識者等との意見交換を幅広く行いながら、長期的かつ総合的なエネルギー政策を推進するための指針である「しがエネルギービジョン」を策定し、新しいエネルギー社会づくりに向けた「道筋」を明らかにすることができています。

・省エネルギー・節電の推進において、省エネ診断および省エネ・創エネ設備導入支援の目標を達成し、中小企業者等による計画的な省エネ・創エネに向けた取組を促進することができています。

・エネルギー自治を推進するため、地域主導による再生可能エネルギー導入取組モデルの創出支援を着実に進め、地域資源や地域特性などを活かした再生可能エネルギー導入等に向けた取組を促進することができています。また、市町による防災拠点等への再生可能エネルギー導入支援を進めています。

・工業団地におけるスマートエネルギー構想の事業化に向けた検討支援を行い、新しいエネルギー社会を実現する先導的取組モデルの形成支援を着実に進めています。

【施策の今後の課題】

・新たに策定した「しがエネルギービジョン」に掲げる基本目標の達成に向けて、今後、様々な主体と連携・協力しながら、省エネ・節電推進、再エネ導入促進などの８つの重点プロジェクトに着実に取り組む必要があります。

・省エネルギー・節電をさらに推進していくため、家庭部門における創エネ・省エネ・スマート化に向けた取組を、今後より一層支援していく必要があります。

・市町による防災拠点などへの再生可能エネルギー導入については、基金最終年度である平成 28 年度においてさらなる支援に努めていく必要があります。

・スマートコミュニティをはじめとする新しいエネルギー社会を実現する先導的な取組モデルの形成にあたっては、構想・検討段階から実装化段階に至るまでは長期間を要するものであることから、今後、バイオマス活用によるモデル形成を含め、中長期を見据えた実装化に向けた取組を継続的に支援していく必要があります。

4　琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現

（１）重点政策の進捗状況

【平成 30 年度（2018 年度）の目標とする指標に対する進捗】

No	指標名	策定時	基準（平成26年度）	実績（平成27年度）	目標（平成30年度）	平成27年度達成率達成度	評価区分
19	琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚を除く）	（平成25年度）879トン（速報値）	880トン（確定値）	979トン（速報値）	1,400トン	19.0%	
20	琵琶湖水質に関する新たな指標の導入	（平成25年度）－	懇話会の設置	懇話会・審議会での検討	新たな指標の導入	目標達成に向けて着手	
21	再生可能エネルギーの発電導入量（再掲）	（平成25年度）22.2万kw	37.9万kw	51.8万kw	47.2万kw	100%	★★★
22	低炭素社会づくり学習講座の受講者数	（平成25年度）3,244人	－	3,506人	15,000人（累計）	23.4%	
23	環境保全行動実施率	（平成26年度）67%	67%	81%	73%	100%	★★★

【重点政策４の評価】

・全体として、琵琶湖や河川の水質等の状況は改善がみられる一方、在来魚介類の漁獲量の減少、水草の大量繁茂、外来生物の侵入･定着、ニホンジカやカワウ等の生息数の増加・生息域の拡大など琵琶湖流域の生態系に関する課題が生じており、私たちの暮らしにおいても自然と関わりながら生きる暮らしが失われつつあります。琵琶湖は「生態系のバランスが崩れてきた」状態で、これらを解決するために各種取組を確実に実施していく必要がありますが、平成 27 年度においては概ね計画どおり実施することができています。しかし、オオバナミズキンバイの想定を超える群落の再生や、国からの補助金が減額されたことで予算的な制約もあって外来魚駆除が計画を下回るなど、一部、計画どおりの実施が困難なものがありました。

・国立環境研究所の一部機能移転について、国に移転対象分野や共同研究実施体制を提案した結果、国において政府関係機関移転基本方針が決定され、湖沼環境研究分野の研究連携拠点が設置されることとなりました。

・低炭素社会の実現を目指して、節電や省エネ行動をさらに広げて行くため、学習講座やうちエコ診断を実施し、多くの方に参加いただくことができています。また、廃棄物については、環境審議会の答申や市町・事業者等の意見、循環型社会形成に向け県民意識の醸成を図るための「三方よしエコフォーラム」での議論を踏まえ、「第四次滋賀県廃棄物処理計画（案）」を策定することができました。

・幼児の自然体験型環境学習の実践学習会の開催やエコ･スクールの実践支援、市町の行う林業職場体験の支援など、その年齢や学習内容に応じた取組について概ね計画どおり実施することにより、持続可能な社会づくりに向けて主体的に環境に関わる人育てを進めることができています。また、環境学習の拠点機能を活かした環境学習交流会を開催し、取組事例の発表や意見交換会等を行うことで、活動者が連携を深めるとともに、取組を発展させる機会とすることができています。

【重点政策４の今後の課題】

・平成 27 年 9 月に公布･施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、国において平成 28 年 4 月 21 日に「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が策定されたことを受け、県において琵琶湖保全再生施策に関する計画を策定していく必要があります。

・喫緊の課題として、湖底に堆積する大量の枯死した水草による湖底環境の悪化などの新たな課題に対応するための抜本的な水草対策や、外来魚の駆除、急拡大するオオバナミズキンバイ等への対策、在来魚介類の復活に向けた琵琶湖環境研究推進機構による連携研究の成果を踏まえた施策化等に取り組んでいく必要があります。

・平成 28 年度に行う「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の改定にあたって、国内外の動向を踏まえつつ、低炭素社会づくりを総合的・計画的に推進するための施策および本県の温室効果ガス排出削減目標の検討を行う必要があります。また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取価格の引下げ等の影響もあり、個人用既築住宅への太陽光発電システム等の導入支援については目標件数に至らなかったため、一層の普及促進に取り組み、家庭部門での温室効果ガス排出量削減を進めていく必要があります。

・廃棄物については、今後、第四次滋賀県産業廃棄物処理計画を策定し、２Ｒ（リデュース、リユース）の取組強化、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理の推進等に取り組んでいく必要があります。

・平成 28 年 3 月に策定した「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動を起こすことができる段階まで環境保全意識が高まるよう、環境学習や環境教育、そのための場づくりや機会づくりに継続的に取り組んでいくとともに、県民や事業者が環境保全行動に取り組めるよう、それぞれの段階に応じた普及啓発や実践と継続につながる効果的な情報の提供に取り組んでいく必要があります。

（２）施策の進捗状況

施策４－１　琵琶湖環境の再生・継承

＜目指す方向＞

○　琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐために、「森～川～里～湖」という大きな視点から、これまでの水質保全対策に加えて、在来魚の回復をはじめとする琵琶湖流域生態系の保全・再生や、暮らしと湖の関わりの再生を進めるとともに、様々な生きものでにぎわう、生命あふれる自然環境の再生を進めます。

【施策の評価】

・全体として、琵琶湖や河川の水質等の状況は改善が見られる一方、在来魚介類の漁獲量の減少、水草の大量繁茂、外来生物の侵入・定着、ニホンジカやカワウ等の生息数の増加・生息域の拡大など琵琶湖流域の生態系に関する課題が生じており、私たちの暮らしにおいても自然と関わりながら生きる暮らしが失われつつあります。琵琶湖は「生態系のバランスが崩れてきた」状態で、これらを解決するために、各種取組を確実に実施していく必要がありますが、平成 27 年度においては概ね計画どおり実施することができています。しかし、オオバナミズキンバイの想定を超える群落の再生や、国からの補助金が減額されたことで予算的な制約もあって外来魚駆除が計画を下回るなど、一

部、計画どおりの実施が困難なものがあります。

・国立環境研究所の一部機能移転について、国に移転対象分野や共同研究実施体制を提案した結果、国において政府関係機関移転基本方針が決定され、湖沼環境研究分野の研究連携拠点が設置されることとなりました。

【施策の今後の課題】

・平成 27 年 9 月に公布･施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、国において平成 28 年 4 月 21 日に「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が策定されたことを受け、県において琵琶湖保全再生施策に関する計画を策定していく必要があります。

・喫緊の課題として、湖底に堆積する大量の枯死した水草による湖底環境の悪化などの新たな課題に対応するための抜本的な水草対策や、外来魚の駆除、急拡大するオオバナミズキンバイ等への対策、在来魚介類の復活に向けた琵琶湖環境研究推進機構による連携研究の成果を踏まえた施策化等に取り組んでいく必要があります。

・国立環境研究所の一部機能移転について、平成 29 年度の移転に向け、具体的な調整等を行うなど準備を進めていく必要があります。

施策４－２　低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

＜目指す方向＞

○　低炭素社会の実現を目指して、企業や家庭、個人が、自らのライフスタイルやビジネススタイルの転換を進め、節電や省エネ行動をさらに広げていくとともに、公共交通機関や自転車の利用など人と環境に優しいエコ交通の普及や再生可能エネルギーなどの導入促進を図ります。廃棄物については、可能な限り適正な循環的利用を行い、循環型社会の形成に向けて取り組みます。

【施策の評価】

・創エネ・省エネ製品の生産を通じて他者の温室効果ガス排出削減に貢献する事業活動に対する評価制度の普及啓発を図っています。県内事業所から提出された事業者行動報告書をもとに、他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献した量を試算した結果、貢献量は約 310 万トン（県域の温室効果ガス排出量の約 22%相当）であり、低炭素社会の実現に寄与することができています。

・国等と連携し、本県の気候変動の影響分析・予測をとりまとめるとともに、庁内関係所属での情報共有を図るなど、気候変動への適応策の検討に着手することができました。

・県の本庁舎において平成 27 年 2 月に率先してエコ通勤優良事業所認証を取得するとともに、広く認証取得を呼びかけた結果、計画を上回る件数（事業所）の認証取得ができています。

・廃棄物については、環境審議会の答申や市町・事業者等の意見、三方よしエコフォーラムでの議論を踏まえ、「第四次滋賀県産業廃棄物処理計画（案)」を策定することができました。

【施策の今後の課題】

・再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取価格の引下げ等の影響もあり、個人用既築住宅への太陽光発電システム等の導入支援については目標件数に至らなかったため、一層の普及促進に

取り組み、家庭部門での温室効果ガス排出量削減を進めていく必要があります。

・平成 28 年度に行う「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の改定にあたって、国内外の動向を踏まえつつ、低炭素社会づくりを総合的・計画的に推進するための施策および本県の温室効果ガス排出削減目標の検討を行う必要があります。

・今後、第四次滋賀県産業廃棄物処理計画を策定し、２Ｒ（リデュース、リユース）の取組強化、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理の推進等に取り組んでいく必要があります。

施策４－３　環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

＜目指す方向＞

○　環境への関心と問題解決能力を高め、持続可能な社会づくりに向けて主体的に実践行動できる人育てを目指し、ライフステージに応じた環境学習の充実を図るとともに、琵琶湖博物館や環境学習センターなど、環境学習の拠点機能を活かした取組を進めます。

【施策の評価】

・幼児の自然体験型環境学習の実践学習会の開催やエコ･スクールの実践支援、市町の行う林業職場体験の支援など、その年齢や学習内容に応じた取組について概ね計画どおり実施することにより、持続可能な社会づくりに向けて主体的に環境に関わる人育てを進めることができています。

・環境学習の拠点機能を活かした環境学習交流会を開催し、取組事例の発表や意見交換会等を行うことで、活動者が連携を深めるとともに、取組を発展させる機会とすることができています。

・琵琶湖博物館の展示リニューアル工事について、第１期のＣ展示室と水族展示室のリニューアルオープン（平成 28 年 7 月）に向け、着実に進捗を図ることができています。また、企業連携の積極的な推進を図った結果、計画を上回る寄付金等をいただくことができています。

【施策の今後の課題】

・平成 28 年 3 月に策定した「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動を起こすことができる段階まで環境保全意識が高まるよう、環境学習や環境教育、そのための場や機会づくりに継続的に取り組んでいく必要があります。併せて、県民や事業者が環境保全行動に取り組めるよう、それぞれの段階に応じた普及啓発や、実践と継続につながる効果的な情報の提供に取り組んでいく必要があります。

５　豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信

（１）重点政策の進捗状況

【平成 30 年度（2018 年度）の目標とする指標に対する進捗】

No	指標名	策定時	基準 （平成26年度）	実績 （平成27年度）	目標 （平成30年度）	平成27年度 達成率 達成度	評価区分
24	新規就農者数	（平成25年度） 130人	－	109人	400人 （累計）	27.3%	★
25	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積	（平成25年度） 33,062ha	35,276ha	35,760ha	37,000ha	28.1%	★
26	環境こだわり農産物水稲栽培面積割合	（平成25年度） 39%	41%	43%	50%	22.2%	
27	観光消費額	（平成25年度） 1,545億円	1,583億円	1,643億円 （見込み）	1,640億円	100%	★★★
28	観光入込客数（延べ）	（平成25年度） 4,523万人	4,633万人	4,808万人 （見込み）	4,800万人	100%	★★★

【重点政策５の評価】

・担い手の確保・育成に向けた総合的な就農支援策等の実施により、新規就農者や山村地域での雇用者を確保するとともに、経営体質の強化を図るため、目標以上の集落営農組織の法人化を進めることができています。また、県育成水稲品種「みずかがみ」の作付を推進し、「秋の詩」とともに、平成 27 年産米の「食味ランキング」において、最高ランクの「特Ａ」を取得することができました。

・魅力ある農山漁村づくりに向けて、今後の農業・農村の目指す姿について集落での話し合いを進めるとともに、農地等の管理や農村環境を保全する共同活動の面積拡大、地域資源を活用した都市と農村の交流、県外からの移住促進を図っています。

・県産食材の大都市圏でのＰＲや海外におけるトップセールスなどブランド力向上に向けた取組により、新たな販路開拓を進めることができています。また、海外市場の需要を獲得するため「滋賀県農畜水産物輸出戦略」を策定しました。さらには、「おいしが　うれしが」キャンペーンでの活発な働きかけにより、目標以上に推進店が増加するなど、地産地消の取組を推進することができています。

・様々な媒体を活用したメディアミックスによる情報発信、多彩な観光素材や観光コースの開発、「滋賀ならでは」の観光資源の磨き上げにより、滋賀の認知度向上や魅力発信を図り、宿泊者数や観光入込客数の大幅な増加につながっています。

【重点政策５の今後の課題】

・就農後の定着率向上など就業者の確保・育成に向けた取組を進めるとともに、経営体質の強化を図るため、集落営農組織の法人化や農地等の共同保全活動の推進、地域資源の活用、女性の活躍支援、６次産業化の促進等をさらに進めていく必要があります。また、競争力のある農林水産業の確立と魅力ある農山漁村づくりを進めるため、環境こだわり農産物の作付拡大などによる安心・安全な農

林水産物の生産・供給、近江米に加えて滋賀の立地特性を生かした野菜や果樹等の園芸作物、お茶の生産拡大等を図っていく必要があります。

・あわせて、「みずかがみ」をはじめとする高品質で環境にこだわった近江米の振興、近江牛や琵琶湖の湖魚などを含む本県の農畜水産物のブランド力強化、「おいしが うれしが」キャンペーンによる地産地消の推進に加え、世界農業遺産の取組プロセスを通じて、農業者や住民等が地域の価値に気づき、農林水産業に自信と誇りを持つきっかけとなるよう取り組む必要があります。

・ＴＰＰへの対応として、国の政策大綱に基づき、平成 28 年秋を目途に政策の具体的内容を詰めるとされていることから、その動向を注視するとともに、県の対応方針に基づき、農林水産業の体質強化のための対策（攻めの対策）、生産者が将来にわたって経営に取り組むための対策（守りのための対策）を着実に実施していく必要があります。

・各種メディアを活用した情報発信により、滋賀県の観光地としての認知度は一定向上しましたが、実際の来訪につなげるには、よりターゲットを絞った継続的な情報発信はもとより、ビワイチなどの滋賀の多彩なコンテンツや農畜水産物などの食材の観光資源としての磨き上げや県内を周遊する観光コースの開発・提案など、誘客につなげる取組が引き続き必要となっています。

また、観光客をリピーターとして継続的に取り込むために、観光ボランティアガイドなどの人材育成、無料Wi-Ｆｉ 環境の充実とともに、ＤＭＯといった多様な主体が連携し観光をキーにしたまちづくりに取り組む仕組みづくりなど、地域における受入れ環境をさらに充実させていく必要があります。

・首都圏における情報発信の拠点については、平成 29 年度の開設に向けて着実に準備を進める必要があります。

（２）施策の進捗状況

施策５－１　滋賀の強みを活かした農林水産業振興と魅力ある農山漁村づくり

＜目指す方向＞

○　農林水産業の担い手の確保・育成とその経営の複合化・多角化等による体質強化、安全・安心な農林水産物の生産・供給により、産業として競争力のある農林水産業の確立を図ります。農地や森林等の豊かな地域資源を適切に維持するとともに、新たな魅力として創出・発信することで、農山漁村の活性化を図ります。

【施策の評価】

・就農支援策を総合的に実施することにより、目標とした新規就農者数を確保できています。また森林整備作業等の技術研修等の実施により、山村地域での雇用者について目標人数を確保することができています。

・経営の体質強化を図るため、アドバイザーによる個別相談会や研修会の開催により、目標以上の集落営農組織を法人化することができています。

・地域農業戦略指針に基づき集落での今後の農業・農村の目指す姿の話合いを進めるとともに、未利用材の地域エネルギーへの利用など「森の地域資源」を発掘するなど、地域資源の活用を図ることができています。

・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域等直接支払交付金の活用を推進し、農村地域での活動を支援するとともに、都市農村交流により、地域の魅力発信や集落の活性化を図っています。
・平成 28 年度からの世界農業遺産認定プロジェクトの本格実施に向けて、庁内ワーキングの実施や先進地域の事例収集、農水省や国連大学との意見交換、部内職員等との勉強会等を実施しています。
・魅力体験講座や移住フェアの開催、移住者の受入れ・相談体制の充実等により、移住施策に取り組む市町への県外からの移住件数の目標を達成するなど、移住促進に向けた取組を着実に進めることができています。

【施策の今後の課題】
・新規就農者の多くは農業法人への就職就農ですが、就農後の定着率が低いため、その向上を図る必要があります。
・農村まるごと保全活動等により集落の基礎的活動を支援するとともに、地域農業戦略指針を活用して集落の今後の農業・農村についての話し合いを推進し、引き続き地域農業の活性化に取り組む必要があります。
・ＴＰＰへの対応として、国の政策大綱に基づき、平成 28 年秋を目途に政策の具体的内容を詰めるとされていることから、その動向を注視するとともに、県の対応方針に基づき、農林水産業の体質強化のための対策（攻めの対策）、生産者が将来にわたって経営に取り組むための対策（守りのための対策）を着実に実施していく必要があります。
・世界農業遺産の申請については、市町・関係団体等による協議会の設置が必要であるため、平成 28 年度内に協議会設置に向けて準備会を立ち上げる必要があります。
・滋賀への移住を推進するため、ＮＰＯ、大学等と連携・協力し、首都圏などへの滋賀の魅力発信に取り組むとともに、市町による受入れ・相談体制の整備を支援する必要があります。

施策５－２　滋賀のブランド力向上と地産地消の推進

＜目指す方向＞

○　環境こだわり農産物をはじめとする農林水産物の流通・販売の促進や地産地消の推進、地域の産品および資源の価値・情報を発信する取組を進めるとともに、「滋賀・びわ湖ブランド」として、滋賀ならではのブランド力の向上を図ります。

【施策の評価】
・滋賀の食材については、首都圏や関西圏でのＰＲやタイ・マレーシアでのトップセールスなどブランド力向上に向けた取組により、新たな販路開拓につながっています。また、「滋賀県農畜水産物輸出戦略」を策定し、今後の輸出の方向性を示すことができています。
・「おいしが　うれしが」キャンペーンでの活発な働きかけにより、目標以上に推進店が増加するなど、地産地消の取組を推進することができています。
・環境こだわり農業については、「みずかがみ」の作付推進により水稲の環境こだわり農産物の作付面積が拡大したものの、新たに取り組む農業者が少なく、割合として 2%の増加にとどまっています。

【施策の今後の課題】

・輸出の促進については、今後、「滋賀県農畜水産物輸出戦略」に沿って取り組んでいくとともに、意欲ある生産者等のすそ野を広げていく必要があります。

・地産地消については、「もっと食べよう「近江米！」県民運動」などと連携し、近江米を使用する飲食店等を中心に「おいしが うれしが」キャンペーンの働きかけを行っていく必要があります。

・環境こだわり農産物については、取組の少ない担い手に「みずかがみ」を中心にまとまった取組の推進、環境こだわり農産物の意義を京阪神をはじめとする消費者にアピールするとともに、消費者の声を生産者に届けるなどの取組により拡大を図る必要があります。

施策５－３　「滋賀ならでは」の特色を活かした、魅力あふれる観光の創造

＜目指す方向＞

○　琵琶湖に代表される滋賀ならではの素材や強みを掘り起こし、観光ブランド「ビワイチ」の推進により、広く発信していくとともに、豊かな自然や歴史・文化の魅力を活かした特色あるツーリズムを展開し、さらに首都圏における情報発信機能を強化することにより、国内外からの観光客の増加を図ります。

【施策の評価】

・「滋賀の戦略的県外ＰＲ事業」や「「ようこそ滋賀」魅力発信事業」などのメディアミックスによる情報発信により、本県の話題や素材が頻繁に取り上げられるなど着実に滋賀県の認知度向上を図ることができています。

・「ビワイチ観光推進事業」や「「滋賀の観光一歩先へ」プロジェクト」で多彩な観光素材や観光コースを開発し、「滋賀ならでは」の観光資源を磨き上げるとともに、本県の多彩な魅力を発信することができています。また、こうした取組により宿泊者数や観光入込客数が大幅に増加しています。

【施策の今後の課題】

・各種メディアを活用した情報発信により、滋賀県の観光地としての認知度は一定向上しましたが、実際の来訪につなげるには、よりターゲットを絞った情報発信を継続的に行っていく必要があります。

・情報発信と併せて、日本遺産やビワイチ、忍者、戦国武将といった多彩なコンテンツや近江牛、近江米、琵琶湖八珍といった滋賀の食材を観光資源として磨き上げるとともに、県内を周遊してもらうための観光コースの開発・提案など、誘客につなげる取組が引き続き必要です。

・来訪いただいた観光客をリピーターとして継続的に取り込んでいくためは、来訪者を温かく迎える観光ボランティアガイドなどの人材の育成、無料Wi-Ｆｉ 環境の充実とともに、ＤＭＯといった多様な主体が連携して観光をキーにしたまちづくりに取り組む仕組みづくりの構築など、地域における受入れ環境をさらに充実させていく必要があります。

・首都圏における情報発信の拠点については、平成 29 年度の開設に向けて着実に準備を進める必要があります。

６　「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造

（１）重点政策の進捗状況

【平成 30 年度（2018 年度）の目標とする指標に対する進捗】

No	指標名	策定時	基準（平成26年度）	実績（平成27年度）	目標（平成30年度）	平成27年度達成率達成度	評価区分
29	文化やスポーツを楽しめるまちづくりに満足している県民の割合	（平成25年度）34.6%	32.9%	30.9%	50%	0%	
30	1年間に文化創作活動を行ったことのある県民の割合	（平成25年度）71.4%	75.7%	71.1%	75%	0%	
31	1年間に芸術文化を鑑賞したことのある県民の割合	（平成25年度）77.3%	80.1%	74.6%	85%	0%	
32	文化財の指定件数	（平成25年度）1,325件	1,332件	1,340件	1,365件	24.2%	
33	成人の週１回以上のスポーツ実施率	（平成25年度）45.2%	調査なし	40.5%（全国平均40.4%）	全国の数値を上回る	100%	★★★
34	障害者スポーツ県大会およびスペシャルスポーツカーニバルの参加人数	（平成25年度）1,527人	1,475人	1,505人	2,000人	5.7%	

【重点政策６の評価】

・元気な滋賀の創造に向け、身近にスポーツを楽しめる環境整備や健康づくりに向けた取組の推進、また、障害者スポーツの振興やスポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組等により、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が全国平均数値を上回るなど、着実に取組を進めることができています。

・競技力向上と世界で活躍する滋賀トップアスリートの育成に向けた滋賀県競技力向上推進計画を策定するとともに、関西ワールドマスターズゲームズ 2021 の開催準備や生涯スポーツの振興の取組、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の成功に向けた準備、プロスポーツ等との連携とスポーツ交流による地域活性化の取組など、多様な取組を着実に進めることができています。

・2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会における滋賀らしい事前合宿誘致へ向けて、滋賀県スポーツ交流創出戦略を策定するとともに、プロモーション活動の積極的な展開や多種目にわたり滋賀ゆかりのトップアスリート等を「しがスポーツ大使」に任命するなど、県民との交流機会の創出とスポーツの魅力を発信することができています。さらに、滋賀の特色ある文化の魅力の発信と世界の文化との交流に向けても、市町・文化団体・経済団体等の意見を取り入れ、（仮称）滋賀文化プログラム(案)を策定するなど、文化やスポーツを楽しめるまちづくりを進めることができています。

・文化芸術の力を活かした創造的な地域づくりに向け、多くの子どもたちに本物の芸術文化の体験機会を提供することにより、未来の文化の担い手の育成を進めることができています。また、滋賀が誇る歴史文化遺産の保存と活用を図るための講座等に多数の参加を得るとともに、作品展示やミニ講座開催などの多様な取組による県内各地でのアール・ブリュットの魅力発信に努めています。

【重点政策６の今後の課題】

・「文化やスポーツを楽しめるまちづくり」の県民満足度が伸びていないことから、引き続き多様な取

組を進めるとともに、県民とスポーツとの関わりの分析などにより、実効性の高い取組の計画等を検討していく必要があります。また、文化創作活動、芸術文化鑑賞をした県民割合についても伸びていないことから、平成28年度からの新たな滋賀県文化振興基本方針（第2次）をもとに、さらに多くの県民が文化創作活動や芸術文化鑑賞に親しむことができるよう、関係団体等で構成する「滋賀文化プログラム推進会議」を通じて、滋賀らしい文化プログラムを実施し、広く発信していくことが今後の課題となっています。加えて、引き続き、着実に未来の文化の担い手を育成し、多様な人々と豊かに関わる力の育成を図る必要があります。

・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図ることを希望する地域（ホストタウン）について、平成28年6月の第二次登録において登録が決定された大津市および米原市に続き、今後、さらに、第三次登録申請に向けて取組を進めるとともに、参加国（地域）へのプロモーション活動等に積極的に取り組む必要があります。また、トップアスリート等の県民との交流機会の創出に向けて、引き続き、魅力的なアスリートやチームをスポーツ大使に任命するとともに、大使の活動の場となる地域へのさらなる周知を図り、活動内容の充実に努める必要があります。

・「美の滋賀」づくりでは、地域の美の資源を活かしていくため、関係団体等の連携を一層強め、県内外から注目されるプロジェクトに発展させていくこと、また、地域の活動を「美の滋賀」の入り口となる新生美術館へつなげていくことが課題となっています。また、新生美術館の開館に向けて、有識者等による検討の場を設け、利用者の視点に立った館の運営方針等について意見をいただくとともに、文化団体等とも継続的な意見交換を行うなど、開館に向けたオープンな議論の場を構築していく必要があります。

・文化財の保存修理においては、今後も引き続き、関係者との調整を綿密に図り、計画的な保存修理の推進を図っていく必要があります。新生美術館の整備や2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に併せて、アール・ブリュットを通じた交流を促進するため、国内外に向けた積極的なアール・ブリュットの魅力発信が求められています。

・今後、競技力向上とトップアスリート育成を図るために、高まりつつある競技力を定着させていく必要があります。また、より多くの子どもたちがトップレベルの競技を生で観戦する機会を持てるようプロスポーツの実施主体と連携を図りながら事業を推進する必要があります。さらに、障害者を対象としたスポーツ競技大会への身体障害者の若年層の参加が増えていないことから、特別支援学校への働きかけなど、より多くの参加を得るための取組が必要です。

・びわこ文化公園都市における新県立体育館を核としたスポーツ・健康づくり拠点については、健康寿命の延伸に向けて、スポーツの推進のみならず、健康づくりを含めた幅広い機能を発揮できる拠点として整備することとしています。整備にあたっては、施設整備検討懇話会における専門的見地からの議論と併せ、基本計画の策定過程における県民からの意見聴取等を通じて、その魅力が高められるよう検討を進めていく必要があります。

（２）施策の進捗状況

施策６－１　東京オリンピック・パラリンピックで元気な滋賀づくり

＜目指す方向＞

○　オリンピック・パラリンピック東京大会の開催効果を本県に取り込むため、参加国代表選手（団）の事前合宿を誘致し、県民との交流機会を設けるとともに、オリンピック憲章に基づき、本県の特色ある文化の魅力を世界に発信するため、文化プログラムを展開します。

【施策の評価】

・2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の事前合宿等の誘致による世界のトップアスリートと県民との交流機会の創出に向けて、庁内プロジェクトチーム会議や競技団体等との合同勉強会を開催し、滋賀らしい事前合宿誘致について検討を進め、「滋賀県スポーツ交流創出戦略」を策定することができました。また、候補国を訪問し事前合宿誘致に向けた関係者への働きかけを行う海外プロモーション活動を展開することにより、事前合宿誘致へ向け着実に取組を進めることができています。

・多種目にわたり県ゆかりのトップアスリートやプロスポーツチーム等を「しがスポーツ大使」に任命することにより、スポーツの魅力を発信し、滋賀ゆかりのトップアスリート等と県民との交流機会創出への支援を進めることができています。

・2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に併せ全国展開される文化プログラムを県内で推進するため、滋賀らしい文化プログラムの検討を進め、市町・文化団体・経済団体等の意見を取り入れて、（仮称）滋賀文化プログラム（案）を策定することができました。

【施策の今後の課題】

・2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図ることを希望する地域（ホストタウン）について、平成 28 年 1 月に第一次登録となる 44 件（申請件数 69 件）が発表されましたが、本県内からの申請はありませんでした。なお、平成 28 年 6 月の第二次登録において、大津市および米原市がホストタウンに決定されましたが、今後、さらに、第三次登録申請に向けて取組を進めるとともに、参加国（地域）へのプロモーション活動等に積極的に取り組む必要があります。

・引き続き魅力的なアスリートやチームをスポーツ大使に任命するとともに、大使の活動の場となる地域への周知を図り、活動内容の充実に努める必要があります。

・関係団体等で構成する「滋賀文化プログラム推進会議」を通じて、滋賀らしい文化プログラムを実施し、広く発信していくことが今後の課題となっています。

施策６－２　地域を元気にする文化振興と「美の滋賀」づくり

＜目指す方向＞

○　地域の歴史文化遺産の魅力を掘り起こし、積極的に発信するとともに、その保存・継承を支援します。「神と仏の美」やアール・ブリュットなど滋賀ならではの「美」の魅力を発信します。「美の滋賀」づくりをはじめ、創造的な地域づくりにつながる文化活動を支援します。

【施策の評価】

・児童・生徒を対象とした文化芸術体験授業を実施する学校を支援することにより、多くの子どもた

ちに本物の芸術文化を体験する機会を提供することができています。また、第３９回全国高等学校総合文化祭を開催し、活動発表の機会の提供や県内の文化施設、外部指導者の活用等により、主体的に文化芸術活動に取り組む高校生の増加を図り、次代の文化芸術活動の担い手の育成につなぐことができています。

・多彩な文化プログラムの展開を目指し、アートや暮らしの中にある美の資源を活かした活動を支援するとともに、美の資源のネットワーク化と広域展開を促進しています。

・「戦国の近江」の魅力を発信する探訪や講座等を県内外で開催し、県来訪者の増加に取り組むとともに、文化財保存基金を活用し、「近江の文化財風土」ともいえる、地域で守られている文化財の計画的な保存修理等について、文化財所有者等を支援し、市町等の関係機関と調整を図ることにより、計画的な指定文化財等の保存修理等を着実に進めるなど、滋賀が誇る歴史文化遺産の保存と活用の取組を推進することができています。

・アール・ブリュット作品の魅力を県内外に発信するため、県内民間施設等の協力を得て、作品展示やミニ講座などを実施することにより、県内各地から作品の魅力を発信することができています。

・「美の滋賀」の拠点となる新生美術館の開館に向けて、基本設計の検討を進め、フォーラムやアートイベント等の開催を通じ、多くの団体との連携により新生美術館のアピールや魅力を多くの県民に周知する取組を展開することができています。

【施策の今後の課題】

・滋賀県文化振興基本方針に基づき、県民の主体的文化活動の促進など様々な取組を進めていますが、「文化やスポーツを楽しめるまちづくり」の県民満足度や文化創作活動、芸術文化鑑賞をした県民割合が伸びていないことから、さらに取組を強化する必要があります。また、平成 28 年度からはじまる滋賀県文化振興基本方針（第 2 次）のもと、文化プログラムの推進など、目標達成に向けた取組を一層進めていく必要があります。

・引き続き、着実に未来の文化の担い手の育成と、多様な人々と豊かに関わる力の育成を図る必要があります。

・文化財の保存修理においては、今後も引き続き、関係者との調整を綿密に図り、計画的な保存修理の推進を図っていく必要があります。

・地域の美の資源を活かした取組を行う団体等の連携を一層強め、県内外から注目されるプロジェクトに発展させていくこと、また、地域の活動を「美の滋賀」の入り口となる新生美術館へつなげていく必要があります。

・新生美術館の整備や 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に併せて、アール・ブリュットを通じた交流を促進するため、国内外に向けた積極的なアール・ブリュットの魅力発信が求められています。

施策６－３　県民が元気になるスポーツ振興と県民総参加による国体・全国障害者スポーツ大会の開催

＜目指す方向＞

○　すべての県民が日常的にスポーツを「する」、「みる」、「支える」ことができるよう、地域にお

ける運動・スポーツ活動を充実させるとともに、スポーツ環境の充実やプロスポーツチームとの連携を推進し、地域の活力を向上させます。また、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催に向け、競技力の向上に努め、本県出身のトップアスリートを育成します。

【施策の評価】

・競技力向上と世界で活躍するトップアスリート育成に向けた取組を進めるため、平成 28 年 3 月に滋賀県競技力向上推進計画を策定しました。また、女性アスリートの育成・支援講座開催やオリンピック・パラリンピック選手対象者への支援等により、競技力向上基本計画に掲げる準備期の目標である国体成績 20 位台を達成することができました。さらには、次代を担うジュニアアスリートの発掘育成に向けた取組や、本県を本拠地として活躍するプロスポーツチーム等のトップレベルの競技を生で観戦する機会を提供することにより、子どもたちのスポーツに対する夢や希望を育くむことができています。

・国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の会場地選定を進めるとともに、広報基本方針に基づく効果的な広報活動により、大会開催に向けた取組が県民運動としての広がりを見せています。競技運営では、県内各競技団体に国体競技役員等の基礎調査を実施し、不足する有資格者の要請に向け、支援制度を創設しました。また、子ども・若者参画の取組として、「スポーツボランティア」をテーマに全 9 回の活動を行い、若い世代のアイディアや意見を聴取することができました。また、こうした若い世代からの提言をまとめ、平成 28 年 3 月に報告会を開催することができました。

【施策の今後の課題】

・誰もがスポーツを「みる」「する」「支える」ことを目指し、身近にスポーツを感じられるよう様々な取組を進めていますが、「文化やスポーツを楽しめるまちづくり」の県民満足度が伸びていないことから、引き続き取組を進めるとともに、県民とスポーツとの関わりの分析などにより、実効性の高い取組の計画等を検討していく必要があります。

・国体成績 20 位を達成するなど高まりつつある競技力を定着させ、競技力向上とトップアスリート育成を図る必要があります。

・障害者スポーツ大会やスペシャルスポーツカーニバルの開催等を通じて、障害者スポーツの振興と県内の障害者の社会参加の促進を図ることができましたが、若年層の身体障害者の参加が増えていないことから、より多くの参加を得るための取組が必要であります。

・若い世代のアイディアや意見を得ることができる子ども・若者参画の活動は、他の国体開催県にはない滋賀オリジナルの取組であり、今後も継続していくことが重要となっています。

・国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催の準備に向けては、平成 29 年度初めに決定される見込みの、本県を含む第 3 期（平成 35 年～38 年）の国体実施競技を見据えた対応が必要となっています。

7　人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現

（１）重点政策の進捗状況

【平成 30 年度（2018 年度）の目標とする指標に対する進捗】

No	指標名	策定時	基準 （平成26年度）	実績 （平成27年度）	目標 （平成30年度）	平成27年度 達成率 達成度	評価区分
35	個別インフラごとの長寿命化計画の策定	（平成25年度） 9計画	17計画	22計画	34計画	29.4%	★
36	鉄道輸送人員	（平成24年度） 357,617人	360,097人	（平成26年度） （260,097人）	363,000人	－	－
37	土砂災害警戒区域指定率	（平成25年度） 73.3%	75.8%	80.6%	100%	19.8%	
38	危機管理センターにおける研修等の受講者数	（平成25年度） －	－	－	延べ3,600人 （累計）	－	－
39	人口１万人当たりの刑法犯認知件数	（平成25年） 108.8件 （全国平均 94.4件）	87.5件	79.6件 （全国平均 85.7件）	全国平均 以下	100%	★★★

【重点政策７の評価】

・社会インフラの長寿命化について、施設分野ごとに策定に向けた施設の調査検討を進め、平成 27 年度については、5 つの個別施設計画を新たに策定することができました。また、社会インフラの戦略的な維持管理に向け、長寿命化計画に基づき、修繕や改築等の対策を着実に実施しています。

・鉄道やバスの乗車人員維持のため、利用者の利便性向上対策や、市町や交通事業者と連携して事業を行い、地域の活性化を図ることができています。

・水害・土砂災害、地震から住民の命を守るためのハード事業に加え、市町と連携した「水害に強い地域づくり」の取組や土砂災害警戒区域の指定・出前講座など、地域の警戒避難体制整備のためのソフト対策についても着実に進めることができています。

・地域防災計画（原子力災害対策編）について、専門的知見の反映や訓練の結果検証等による見直しを続け、また、国、市町および原子力事業者との連携協力体制の強化に取り組むことで、原子力防災対策における実効性ある多重防護体制の構築を進めています。

・思いやりゾーンの設置促進や通学路保護誘導活動など高齢者や子どもを交通事故から命を守るための取組を着実に実施することにより、事故を減少させることができています。

【重点政策７の今後の課題】

・財政負担の平準化や公共施設等の最適配置等を推進するため、引き続き、個別施設計画策定を進めるとともに計画的に長寿命化対策を実施し、公共施設等マネジメントの取組を推進する必要があります。

・当面、人口増加が続くと見込まれる大津湖南地域においては、人と環境にやさしい、歩いて暮らせるまちづくりを目指して、地域公共交通網形成計画策定に向けた検討が必要となっています。

・さらなる水害に強い地域づくりに向け、計画的に取組地区数の増加を図るためには、各自治会等の

状況に応じた取組が進められるよう、早い段階から調整を図る必要があります。

・平成 27 年度に完成した危機管理センターを活用した地域防災力向上のための各種研修を実施するとともに、県民への安全安心につながる情報を発信していく必要があります。また、地域防災力の中核となる消防団の活動への理解促進を図る必要があります。

・大規模地震と原子力災害の複合災害の発生など、万一の事態に備えるため、計画の絶え間ない見直しや事業者との連携協力体制の強化、複数避難経路の確保などの取組をさらに進め、実効性ある多重防護体制を確立する必要があります。

・犯罪被害者等を支え、社会の中での平穏な生活を取り戻してもらうための有効な手段の一つとして、支援制度の適切な実施に加え、支援項目の一層の充実を図っていく必要があります。

・セーフコミュニティの考え方について、地域の防災・防犯力向上プロジェクトなどにおける目標の実現に向け、多様な主体との一層の協働・連携を図り、部局横断的推進チームにより施策を検討するなど、庁内横つなぎによる取組を一層推進する必要があります。

（２）施策の進捗状況

施策７－１　交通ネットワークの充実と社会インフラの戦略的維持管理

＜目指す方向＞

○　滋賀の「地の利」を活かした広域交通のあり方の検討や、県内産業の活性化と地域間交流促進のための道路整備、バス利用環境の維持・改善、まちづくりとともに進めるＬＲＴ等新交通システムの検討など、地域を支える公共交通ネットワークの整備を推進するとともに、老朽化した社会資本の維持管理や更新を戦略的・計画的に進めます。

【施策の評価】

・道路整備を目標どおり進めることにより、高速道路や物流拠点間のアクセスのためのネットワークの強化や、地域間交流を促進することができています。

・鉄道やバスの乗車人員維持のため、利用者の利便性向上対策や、市町や交通事業者と連携して事業を行い、地域の活性化を図ることができています。

・社会インフラの長寿命化について、施設分野ごとに策定に向けた施設の調査検討を進め、平成 27 年度については、5 つの個別施設計画を新たに策定することができました。また、社会インフラの戦略的な維持管理に向け、長寿命化計画に基づき、修繕や改築等の対策を着実に実施しています。

【施策の今後の課題】

・すべての人に使いやすく分かりやすいサービスの提供と円滑な移動環境を形成するためのバスロケーションシステムの導入促進に向けて、バス事業者や市町等と継続的に協議していく必要があります。

・当面、人口増加が続くと見込まれる大津湖南地域においては、人と環境にやさしい、歩いて暮らせるまちづくりを目指して、地域公共交通網形成計画策定に向けた検討が必要となっています。

・財政負担の平準化や公共施設等の最適配置等を推進するため、引き続き、個別施設計画策定を進めるとともに、計画的に長寿命化対策を実施し、公共施設等マネジメントの取組を推進する必要があ

ります。

施策７－２　災害に強い県土づくりと自助・共助による地域防災力の向上

＜目指す方向＞

○　平成 27 年度(2015 年度)完成予定の危機管理センターを中心に、市町との連携を強化しながら、様々な危機事案への対応能力の向上を図ります。災害時に備えた強い交通網や避難場所となる都市公園の整備、流域治水政策、土砂災害対策等を推進するとともに、巨大地震や原子力災害への備えを充実します。併せて、自助・共助による地域防災力の強化を図ります。

【施策の評価】

・治水安全度の向上を図るため、河積拡大や流路是正、天井川の切下げ、堤防強化等の河川整備を目標どおり実施することができています。

・地域防災力の向上を図るため、浸水リスクの特に高い地区を中心に、どのような洪水からも住民の命を守り、生活再建が困難となる被害を避けるための「水害に強い地域づくり」を進めることができています。

・原子力防災専門会議の開催や原子力防災訓練の実施により、地域防災計画（原子力災害対策編）の検証と修正を重ね、原子力防災対策における実効性ある多重防護体制の構築・強化を図るとともに、関係者の専門知識や実務能力を向上することができています。また、県と県内全市町で構成する原子力安全対策連絡協議会を適宜開催し、市町との情報共有や連携体制の強化を進めています。

・高浜発電所に係る原子力安全協定の締結（平成 28 年１月）により、若狭地域に立地する全ての原子力施設について協定を締結したこととなり、原子力事業者と一定の連携協力体制の構築ができました。

【施策の今後の課題】

・浸水リスクの特に高い地区で早期に「水害に強い地域づくり」を果たすため、早い段階から関係者との調整を図り、各自治会の状況に応じた取組を効果的、効率的に進める必要があります。

・平成 27 年度に完成した危機管理センターを活用した地域防災力向上のための各種研修を実施するとともに、県民への安全安心につながる情報を発信していく必要があります。また、地域防災力の中核となる消防団の活動への理解促進を図る必要があります。

・大規模災害発生時に災害医療全般について適切に対応するため、引き続き、災害医療コーディネーターや緊急被ばく医療に従事する人材を確保する必要があります。

・大規模地震と原子力災害の複合災害の発生など、万一の事態に備えるため、計画の絶え間ない見直しや事業者との連携協力体制の強化、複数避難経路の確保などの取組をさらに進め、実効性ある多重防護体制を確立する必要があります。

施策７－３　犯罪の起きにくい社会づくりと事故のない交通環境の構築

＜目指す方向＞

○　関係団体等による重層的な防犯ネットワークを構築し、その支援を行うこと等で、県民全体の

自主防犯意識や交通安全意識、社会規範意識の向上を図るとともに、通学路や身近な道路を中心とした交通安全対策を推進します。また、多様化するサイバー犯罪など、新たな犯罪に対応します。

【施策の評価】

・県内各地域の自主防犯団体や少年警察ボランティア等と連携した防犯活動に積極的に取り組むことにより、全体の刑法犯認知件数では平成25年以降、大幅な減少傾向を維持することができています。

・犯罪被害者等を支え、社会の中での平穏な生活を取り戻していくため、犯罪被害者への経済的負担等を軽減するとともに、被害者を支援していくための人材の育成と体制の強化を図ることができています。

・高齢者の交通事故から命を守るため、「思いやりゾーン」を設置するとともに、その域内に居住する高齢者に対し交通安全教室等を集中的に実施すること等により、特に「ゾーン内」の高齢者事故が大きく減少しています。

・児童・生徒を交通事故から守るため通学路保護誘導活動を着実に実施することにより、県下全体では子ども（小学生以下）の関わる交通事故が減少しています。

【施策の今後の課題】

・犯罪被害者等を支え、社会の中での平穏な生活を取り戻してもらうための有効な手段の一つとして、支援制度の適切な実施に加え、支援項目の一層の充実を図っていく必要があります。

・良好な治安を維持するための基盤となる刑法犯認知件数等の減少傾向を持続するため、防犯ボランティアの自主活動の促進、世代間交流などの相互の連携強化による重層的な防犯ネットワークの拡大が必要であり、今後も継続した支援が重要となっています。また、市町の防犯力が活性化するための支援についても継続する必要があります。

・サイバー犯罪相談は年々増加しており、被害者にも加害者にもならない安全・安心なサイバー空間構築のため、今後とも、サイバーボランティアを活用したサイバー犯罪防止教室を実施するとともに、捜査力の強化を図っていく必要があります。

（参考資料）　平成27年度（2015年度）における「平成30年度(2018年度)の目標とする指標」に対する進捗状況

No	指標名	指標の説明	この指標を選んだ理由	区分	策定時	基準 平成26年度 (2014年度)	実績 平成27年度 (2015年度) 達成率	目標 平成30年度 (2018年度) H27評価区分	目標設定の考え方	データの出典
（1）子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現										
1	乳幼児健康診査受診率	乳幼児（１歳６か月児および３歳児）の法定健康診査の受診率	発達障害をはじめとする様々な障害の早期発見・早期支援に重要な役割を果たしており、さらに、虐待の早期発見や子育て相談の機能も大いに期待できるため、この指標を選んだ。	１歳半児	（平成24年度） 95.1%	96.1%	（平成26年度） (96.1%)	97%	国が平成35年に目標とする１歳半児受診率97%、３歳児受診率95%を５年前倒して実現することを目標とした。	県健康医療課調べ
							―	―		
				３歳半児	（平成24年度） 92.7%	93.5%	（平成26年度） (93.5%)	95%		
							―	―		
2	認定こども園等利用児童数	認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等を利用する児童数	子どもを安心して育てるためには、様々な教育・保育ニーズに応える環境を整えることが重要であるため、この指標を選んだ。		（平成25年度） 47,109人	47,719人	48,273人	52,614人	各市町においてニーズ調査を踏まえて策定された子ども・子育て支援事業計画から利用が見込まれる人数を目標とした。	県子ども・青少年局調べ
							11.3%			
				【認定こども園】 幼稚園、保育所、認可外保育施設のうち、「保護者が働いている、いないにかかわらず子どもを受け入れて、幼児教育・保育を一体的に提供する機能 」、「地域における子育て支援を実施する機能」という2つの機能を備え、県が定める認定基準を満たす施設として、知事から認定を受けたもの。						
3	児童生徒の授業の理解度	国語、算数・数学の授業の内容が、よく分かると思う児童生徒の割合	確かな学力を育むため、児童生徒の授業の理解度を高めることが重要であるため、この指標を選んだ。	小学校国語	（平成26年度） 78.9%	78.9%	81.1%	85%	全国のトップレベルまで高めることを目標とした。	全国学力・学習状況調査（文部科学省）等
							36.1%	★		
				小学校算数	（平成26年度） 77.6%	77.6%	78.3%	85%		
							9.5%			
				中学校国語	（平成26年度） 65.4%	65.4%	70.4%	80%		
							34.2%	★		
				中学校数学	（平成26年度） 67.7%	67.7%	70.4%	80%		
							22.0%			
4	平日、学校の授業以外に、1日1時間以上勉強する児童生徒の割合	学校の授業時間以外に、１日に１時間以上勉強する児童生徒の割合	確かな学力を育むため、地域・家庭において児童生徒が主体的に学習することが重要であるため、この指標を選んだ。	小学校	（平成26年度） 58.3%	58.3%	59.7%	75%	全国のトップレベルまで高めることを目標とした。	全国学力・学習状況調査（文部科学省）等
							8.4%			
				中学校	（平成26年度） 63.7%	63.7%	63.7%	75%		
							0%			
5	不登校児童生徒在籍率	公立小・中・高等学校における不登校児童生徒の割合	不登校への対応は、子どもの生きる力を育む教育活動全体の充実が反映されるものであるため、この指標を選んだ。	小学校	（平成25年度） 0.42%	0.48%	（平成26年度） (0.48%)	全国平均以下	不登校児童生徒在籍率の現状を踏まえ、全国平均以下に改善することを目標とした。 〔参考〕 平成25年度全国平均 小学校0.37%、 中学校2.81%、 高等学校1.88% 平成26年度全国平均 小学校0.40%、 中学校2.88%、 高等学校1.81%	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）
							―	―		
				中学校	（平成25年度） 2.63%	2.54%	（平成26年度） (2.54%)	全国平均以下		
							―	―		
				高等学校	（平成25年度） 2.51%	2.30%	（平成26年度） (2.30%)	全国平均以下		
							―	―		

No	指標名	指標の説明	この指標を選んだ理由	区分	策定時	基準 平成26年度 (2014年度)	実績 平成27年度 (2015年度) 達成率	目標 平成30年度 (2018年度) H27評価区分	目標設定の考え方	データの出典
6	滋賀マザーズジョブステーションの相談件数	滋賀マザーズジョブステーションの各相談コーナーでの相談件数	女性の再就職支援を進め、また希望する働き方を実現させるためには、カウンセラー等による相談件数の拡大を進めていくことが必要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 2,069件	4,457件	5,712件	5,400件	これまでの取組の実績を踏まえ、年間5,400件の相談を目標とした。	女性活躍推進課、子ども・青少年局調べ
							100%	★★★		
		【滋賀マザーズジョブステーション】 結婚や出産などで一度は仕事をやめたものの、子育てをしながら仕事に就きたいと望まれている女性などが、就職活動をスムーズにはじめてもらえるよう支援する無料の相談窓口。近江八幡と草津駅前の２箇所に設置。								
7	おうみ若者未来サポートセンターの就職者率	おうみ若者未来サポートセンターでの支援による若年求職者の就職者率	若者が輝く社会を実現するためには、就職率を高めることが重要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 55.4%	74.1%	70.5%	60%	ヤングジョブセンター滋賀（平成16年開設）の過去最高の就職率５８．９％（平成18年）を超えることを目標とした。	県労働雇用政策課調べ
							100%	★★★		
		【おうみ若者未来サポートセンター】 「ヤングジョブセンター滋賀」などの就業支援機関を一体化した施設で、滋賀県および滋賀労働局が共同で運営。当施設では、若者の就職を応援するため、各機関が持つそれぞれの強みを活かし、相談から就職までの一貫したサービスを漏れなく、ワンストップで提供している。								
（２）すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現										
8	就業中の障害者数	県内のハローワークに登録されている就業中の障害者の数	障害者が仕事に就くことと同時に続けることにも難しさがあり、雇用された後にその人らしい働き方で社会参画を継続できるかが重要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 5,444人	5,745人	(平成26年度) (5,745人)	6,450人	毎年200名程度の増加を目指して設定した。	滋賀労働局調べ
							―	―		
9	シルバー人材センターの会員数	県内のシルバー人材センターに登録された会員数	高齢者が生きがいを持って最期まで充実した人生を送るためには、就労していることが重要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 11,958人	12,071人	12,338人	13,200人	毎年300名程度の増加を目指して設定した。	県労働雇用政策課調べ
							23.6%			
10	健康寿命（日常生活動作が自立している期間）	人の寿命において日常生活動作が自立している期間	「健康な状態」で生活するには、身体的に介護を要しない状態であることが必要であるため、この指標を選んだ。	男性	(平成24年度) 79.79年	79.94年	(平成26年度) (79.94年)	80.13年	平成17年から調査を開始したが、介護の必要な期間（=平均寿命-健康寿命）が年々長くなってきている。最も短かった平成17年当初の状態とすることを目指して設定した。	県健康医療課調べ
							―	―		
				女性	(平成24年度) 83.29年	83.80年	(平成26年度) (83.80年)	84.62年		
							―	―		
11	特定健康診査（メタボ健診）受診率	40歳から74歳までを対象とした特定健康診査の受診率	健康づくりに取り組むためには、まず特定健診を受診して自分の体のことを知ることが重要であるため、この指標を選んだ		(平成24年度) 45.2%	―	(平成25年度) (47.9%)	70%	受診率の現状を踏まえ、全国目標70%を達成することを目標とした。	特定健診保健指導集計（厚生労働省）
							―	―		
12	介護職員数（実数）	県内の介護サービス事業所で勤務する介護職員の実数	高齢者の要介護認定者数の増加に伴い、今後ますます介護サービスの需要が増え、その担い手となる介護職員の確保が必要となるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 16,500人	17,800人	(平成26年度) (17,800人)	20,000人	各市町が推計する介護サービスの需要を満たすため必要となる介護職員数を確保することを目標とした。	介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）
							―	―		
13	在宅療養支援診療所数	在宅療養支援診療所の届出を行った診療所の数	在宅医療を推進するためには、在宅医療に携わる診療所や医師等を増やすことが重要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 104診療所	116診療所	130診療所	160診療所	人口10万人当たり診療所数の全国平均以上を確保するため、毎年10カ所の増加を目標とした。	厚生労働省近畿厚生局調べ
							31.8%	★		

No	指標名	指標の説明	この指標を選んだ理由	区分	策定時	基準 平成26年度 (2014年度)	実績 平成27年度 (2015年度) 達成率	目標 平成30年度 (2018年度) H27評価区分	目標設定の考え方	データの出典
（３）滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造										
14	海外支援拠点の利用件数	県内企業が事業展開にあたり、海外の支援拠点を利用した件数	中小企業が海外で円滑に事業を展開していく上で、現地で企業の求める支援を行うことが重要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 0件	―	5件 25.0%	20件 (累計) ★	県内の貿易投資相談において海外支援先での相談が効果的と考えられる件数を踏まえ、毎年５件程度利用があることを目標とした。	県観光交流局調べ
15	中小企業の新製品等開発計画の認定件数	中小企業者等が行う新製品・新技術開発とその事業化に関する計画の認定件数	中小企業者等が従来の企業活動にとどまることなく、新たな事業分野へ挑戦することは、県内産業の発展のために重要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 5件	―	6件 18.8%	32件 (累計)	平成25年度までの実績値をもとに、これを上回る数値を目標とした。	県モノづくり振興課調べ
16	本社工場、マザー工場、研究開発拠点立地件数	設備投資額30億円以上の本社工場、マザー工場、研究開発拠点の新設・増設着工件数	成長産業の本社、研究開発拠点、マザー工場の新規立地を促進するとともに既存企業の投資促進と定着を図るため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 2件	―	3件 30.0%	10件 (累計) ★	最近の経済動向、企業の設備投資動向等を踏まえ、平成22年度から平成25年度までの実績値５件（累計）を倍増させることを目標とした。	県企業誘致推進室調べ
17	再生可能エネルギーの発電導入量	県内における再生可能エネルギーの発電量（太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電の合計。設備容量ベース）	低炭素社会づくりや地域経済の活性化、さらに災害に強い社会の構築に向けて、再生可能エネルギーの導入促進が重要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 22.2万kw	37.9万kw	51.8万kw 100%	47.2万kw ★★★	再生可能エネルギーによる発電電力量の2030年目標値106万kWと2017年目標値42万ｋWの達成に向けて、2018年時点で達成すべき数値を目標とした。	県エネルギー政策課調べ
18	地域主導による再生可能エネルギー創出支援件数	地域が主導する再生可能エネルギーの創出に向けた取組の支援件数	地域主導による「地産地消型」・「自立分散型」の新しいエネルギー社会づくりのためには、多様な地域主体が取り組むことが重要となるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 4件	8件 (累計)	13件 (累計) 50.0%	18件 (H25～30累計) ★★	これまでの取組の実績も踏まえて、毎年３件程度の増加を目標とした。	県エネルギー政策課調べ
（４）琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現										
19	琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚を除く）	オオクチバスとブルーギルを除いた琵琶湖漁業の漁獲量	琵琶湖環境の再生や在来魚の資源回復の状況を総合的に表すため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 879トン (速報値)	880トン (確定値)	979トン (速報値) 19.0%	1,400トン	近年の琵琶湖漁業の漁獲量を基準にして、魚種ごとの種苗放流や漁場造成、外来魚駆除等の事業効果による漁獲目標として設定した。	内水面漁業生産統計調査(農林水産省)
20	琵琶湖水質に関する新たな指標の導入	琵琶湖の水質をより的確に評価するための新たな評価指標の導入	琵琶湖の水質評価指標の１つとして使用している、有機物指標のＣＯＤだけでは琵琶湖の有機物の状況を的確に把握できていないことから、新たな水質評価指標の導入を指標として選んだ。		(平成25年度) ―	懇話会の設置	懇話会・審議会での検討 目標達成に向けて着手	新たな指標の導入	琵琶湖の有機物の状況を的確に評価するため、新たな評価指標を導入する。	―
21	再生可能エネルギーの発電導入量（再掲）	県内における再生可能エネルギーの発電量（太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電の合計（設備容量ベース））	低炭素社会づくりや地域経済の活性化、さらに災害に強い社会の構築に向けて、再生可能エネルギーの導入促進が重要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 22.2万kw	37.9万kw	51.8万kw 100%	47.2万kw ★★★	再生可能エネルギーによる発電電力量の2030年目標値106万kWと2017年目標値42万ｋWの達成に向けて、2018年時点で達成すべき数値を目標とした。	県エネルギー政策課調べ
22	低炭素社会づくり学習講座の受講者数	低炭素社会づくり学習の出前講座を受講した人数	地球温暖化対策の必要性を児童生徒や地域住民に身近な問題として捉えてもらい、低炭素社会づくりに向けた個々の取組促進を図ることが温暖化対策を進める上で重要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 3,244人	―	3,506人 23.4%	15,000人 (累計)	これまでの実績を踏まえ、４年で約15,000人（１講座30人×120講座×４年間）の受講を目指して設定した。	県温暖化対策課調べ

No	指標名	指標の説明	この指標を選んだ理由	区分	策定時	基準 平成26年度 (2014年度)	実績 平成27年度 (2015年度) 達成率	目標 平成30年度 (2018年度) H27評価区分	目標設定の考え方	データの出典
23	環境保全行動実施率	日頃、環境の保全のための行動を行っている県民の割合	環境を支える「人」や「地域」が育っていることが重要であるため、この指標を選んだ。		(平成26年度) 67%	67%	81% 100%	73% ★★★	実績値の１割増を目指して設定した。	県政世論調査
（5）豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信										
24	新規就農者数	県内で自営農業に就業または法人等に就職した人数	農業・農村の持続的発展に向けて担い手を確保・育成する上で、新規就農者を確保・育成することが必要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 130人	―	109人 27.3%	400人 (累計) ★	農業の担い手数は現状を維持することを前提にして、経営形態ごとに経営者の世代交代や従業員の従事年数等を考慮し、今後確保すべき新規就農者数を目標とした。	県農業経営課調べ
25	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（農地維持支払）の取組面積	地域における営農の継続と魅力ある農村づくりには、農地や水路・農道等の農業用施設が適切に保全されていることが必要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 33,062ha	35,276ha	35,760ha 28.1%	37,000ha ★	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に係る現在の取組面積をベースにして、担い手がいる集落で対策に取り組まれていない集落等を重点に面積拡大を図ることを目指して設定した。	県農村振興課調べ
					【世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策】 多面的機能支払交付金制度の滋賀県における名称。現在、農村で生活する住民だけでなく、次世代にも農村の豊かさを伝え、地域ぐるみの活動を継続していくことを目指して名付けられた。交付要件に農業排水の流出防止等の環境に配慮した活動を加える等、制度上も、滋賀県独自の仕組みになってい					
26	環境こだわり農産物水稲栽培面積割合	県内の水稲栽培面積全体に占める環境こだわり農産物水稲の割合	食のブランド力の向上を目指す上で、環境こだわり農産物の中心となる水稲の栽培面積を拡大することが必要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 39%	41%	43% 22.2%	50%	環境こだわり農業が本県農業のスタンダードとして定着することを目指して設定した。	県食のブランド推進課調べ
					【環境こだわり農産物】 県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の５割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産され、県の認証を受けた農産物。					
27	観光消費額	本県を訪れた観光入込客の消費の総額	地域における観光施策による経済効果を総合的に表しているため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 1,545億円	1,583億円	1,643億円 (見込み) 100%	1,640億円 ★★★	大河ドラマ効果で平成23年に記録した過去最高数値を超えることを目標とした。	滋賀県観光入込客統計調査
28	観光入込客数（延べ）	県内の観光地点および行祭事・イベントを訪れた者をカウントした値	観光交流を通じて活力ある地域社会の実現を目指す観光施策による総合的な成果を表しているため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 4,523万人	4,633万人	4,808万人 (見込み) 100%	4,800万人 ★★★	大河ドラマ効果で平成23年に記録した過去最高数値を超えることを目標とした。	滋賀県観光入込客統計調査
（6）「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造										
29	文化やスポーツを楽しめるまちづくりに満足している県民の割合	「さまざまな芸術文化に親しめるまちづくり」や「スポーツ振興や健康づくりの推進」に満足している県民の割合	文化とスポーツを通じて地域が活性化していることを示すため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 34.6%	32.9%	30.9% 0%	50%	現状の割合をベースに毎年３％程度アップさせる目標とした。	県政世論調査
30	１年間に文化創作活動を行ったことのある県民の割合	１年間に文化創作活動を行ったこと、または関わったことがある県民の割合	文化が育まれていくためには、文化創作活動を行う県民が増えるといったすそ野の広がりが必要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 71.4%	75.7%	71.1% 0%	75%	年度により増減が激しいため、過去５年間の平均値（61.4%）から２割増を目標とした。	県政モニター調査

No	指標名	指標の説明	この指標を選んだ理由	区分	策定時	基準 平成26年度 (2014年度)	実績 平成27年度 (2015年度) 達成率	目標 平成30年度 (2018年度) H27評価区分	目標設定の考え方	データの出典
31	１年間に芸術文化を鑑賞したことのある県民の割合	１年間に芸術文化を鑑賞したことのある県民の割合	文化が育まれていくためには、文化芸術を鑑賞する県民が増えるといったすそ野の広がりが必要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 77.3%	80.1%	74.6% 0%	85%	年度により増減が激しいため、過去５年間の平均値（75.8%）から１割増を目標とした。	県政モニター調査
32	文化財の指定件数	国・県の指定を受けた県内の文化財数	県民の財産である文化財を末永く保存していくには、文化財の指定が必要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 1,325件	1,332件	1,340件 24.2%	1,365件	県内で毎年10件の文化財を新規指定することを目標とした。	県文化財保護課調べ
33	成人の週１回以上のスポーツ実施率	１年間に何らかの運動やスポーツを行った日数合計が週に１回以上の県民の割合	県民が日常生活の中で、より一層スポーツに親しむことが必要であるため、この指標を選んだ。		(平成24年度) 45.2%	調査なし	40.5% 100%	全国の数値を上回る ★★★	現状の実施率が低いことから、全国の数値を上回ることを目標とした。 〔参考〕全国 平成24年度　47.5% 平成27年度　40.4% （体力・スポーツに関する世論調査（文部科学省））	県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査
34	障害者スポーツ県大会およびスペシャルスポーツカーニバルの参加人数	県が主催する障害児・者を対象としたスポーツ競技大会および知的障害児・者を対象とした運動会に参加した選手の延べ人数	2024年全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、障害のある若い人の参加の促進を図るとともに、スポーツを楽しむ人のすそ野を一層広げていく必要があるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 1,527人	1,475人	1,505人 5.7%	2,000人	過去5年間における実績の最高人数を目指して設定した。	県障害福祉課調べ
（７）人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現										
35	個別インフラごとの長寿命化計画の策定	県管理の施設における長寿命化計画の策定	社会インフラの戦略的維持管理には、長寿命化にかかる各種計画の策定およびその取組が不可欠であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 9計画	17計画	22計画 29.4%	34計画 ★	個別インフラごとの長寿命化にかかる各種計画について、４年間で34の計画を策定することを目標とした。 【策定する計画】 橋梁(2計画)、トンネル(1計画)、舗装(1計画)、道路施設(4計画)、砂防関係施設(1計画)、公園(1計画)、県営住宅(1計画)、ダム（6計画）、河川(1計画)、港湾(4計画)、下水道施設(4計画)、治山施設(1計画)、農業水利施設(1計画)、ため池(1計画)、農道（橋梁）(1計画)、地すべり防止施設(1計画)、集落排水施設(1計画)、上水道施設(1計画)、林道施設（１計画）	
36	鉄道輸送人員	県内のJRおよび私鉄の乗車人員（一日平均）	自家用車中心の生活から公共交通主体のエコ交通への転換を促進するうえで、鉄道利用者の増加は重要であるため、この指標を選んだ。		(平成24年度) 357,617人	360,097人	(平成26年度) (360,097人) －	363,000人 －	平成20年度から平成24年度までの５年間の増加率が約1.3%であることを踏まえ、各種利用促進施策の実施による更なる増加を加味し、1.5%の増加を目標とした。	
37	土砂災害警戒区域指定率	土砂災害危険箇所4,910箇所のうち土砂災害警戒区域に指定した割合	土砂災害に対する地域防災力の向上には、土砂災害警戒区域の指定促進が重要であるため、この指標を選んだ。		(平成25年度) 73.3%	75.8%	80.6% 19.8%	100%	土砂災害警戒区域の指定率73.3%（平成25年度時点）を100%とすることを目標とした。	県砂防課調べ

No	指標名	指標の説明	この指標を選んだ理由	区分	策定時	基準 平成26年度 （2014年度）	実績 平成27年度 （2015年度） 達成率	目標 平成30年度 （2018年度） H27評価区分	目標設定の考え方	データの出典
38	危機管理センターにおける研修等の受講者数	危機管理センターを活用しての危機事案研修等を受講した者の数	地域防災力の向上に向け、「自助」「公助」の主役である県民が災害を”正しく恐れ”、”正しく理解”するための研修や、県、市町、その他の防災関係団体の危機対応力を高める研修を実施することが必要であるため、この指標を選んだ。		（平成25年度） ―	―	―	延べ3,600人 （累計）	これまでの危機事案研修等の実績を踏まえつつ、危機管理センターの供用開始（平成28年度）後の利用促進を目指して設定した。	県防災危機管理局調べ
							―	―		
39	人口１万人あたりの刑法犯認知件数	（刑法犯認知件数／県人口）×１万人	安全・安心社会の実現には、犯罪のない社会を目指すことが必要であり、その取組の成果を表すため、この指標を選んだ。		（平成25年） 108.8件	87.5件	79.6件	全国平均以下	平成26年9月時点で全国平均以下の水準を下回っており、今後の社会情勢の変化の中にあっても、全国平均以下を保つことを目標とした。 〔参考〕全国平均 平成25年　94.4件 平成27年　85.7件	県警察本部刑事企画課調べ
							100%	★★★		